

近代フランス憲法学史序曲

野 上 博 義

目次

1. はじめに
2. 憲法学講座への道
3. シャトーブリアン 『憲章による王政』
4. 復古王政期のギゾー
5. ギゾーの憲章解説
6. ランジュイネ 『フランス国民の憲法』
7. おわりに

1. はじめに

1834年8月、フランスで初の憲法学講座がパリ法科大学に設けられた。発案者は公教育相フランソワ・ギゾーであり、彼は1848年の二月革命まで、革命後のフランス政治を担った人物である。担当する教授は、イタリアで生まれ、ジュネーヴで暮らした後、前年にコレージュ・ド・フランスの経済学教授に任命されフランスに移り、2月にその講義を始めたばかりのペレグリノ・ロッシであった。ジュネーヴでは政治的にも学問的にも際立った存在であり、1829年に出版した『刑法論』は彼にヨーロッパ的な名声を与えた。パリの憲法講義は、当初学士課程で行うことが予定されていたが、ロッシ任命に関する異議申立てや学生の騒擾によって、博士課程の講義に変更された。

この憲法学講座は、その始まりが象徴するように、ロッシ以後は不安定なものになる。1844年、ロッシがローマに旅立ち、全権公使として法王庁に派遣された後、数名の教師によって代理されたが¹、1848年6月には空席であることが確認され（その年の11月、ロッシはローマの街頭で暗殺される）、第二帝政期の1852年12月、最終的に廃止された²。

パリ法科大学の憲法学講座は1889年に復活し、アデマール・エスマンが講義を担当する。1880年代のフランスは、普仏戦争の敗北はベルリン大学に対するパリ大学の敗北であるという認識の下、大学の充実化が急速に行われた時代であった。法学教育もそれに巻き込まれる。即ち、上からの改革であり、エスマンも求められ、躊躇した後に憲法学に進んでいる³。その後、後継養成の道筋が定められ、憲法学は安定した場を手に入れることになる。だからこそ、この時代が「フランス憲法学の形成期」⁴とされ、エスマンの書物が「フランスにおける近代憲法学の成立」⁵を意味するものとされるのである。

人間の社会には、学問と呼ばれる知的な活動があり、ヨーロッパではそれは大学という機構を核にして展開されてきた。大学は12世紀のバ

-
- 1 先ずは、1847年までロッシの補助教授であったコルメ・ダージュ、次いで1848年、ルスタンとヴァトランが担当する（Julien Boudon, *Introduction à la réédition du Cours de droit constitutionnel de Pellegrino Rossi*, Paris, 2012, p. 17）。ヴァトランは1848年憲法を見事に解説したとされるが、アルペランは疑わしいと見る（Frédéric Audren et J.-L. Alpérin, *La culture juridique française*, Paris, 2013, p. 48）。
 - 2 講座は消えるが、第三共和制期の1878年 - 1880年に講師のシャルル・ルフェール、1881年 - 1882年にフィリップ・ジャラベールが憲法の講義を行っている。ルフェールは教育的にも学問的にも秀でており、彼が憲法学に専念しなかったことが惜しまれるとされる（Pierre Lavigne, *Le comte Rossi, premier professeur de droit constitutionnel français, Etudes offertes à J.J. Chevallier*, Paris, 1977, p.178.）
 - 3 F. Audren et J.-L. Alpérin, *op.cit.*, p.120. エスマンは商法、ローマ法の講義を担当し、1881年に最初の法制史の講義も行い、1891年にはその講座担当者になっている。
 - 4 高橋和之『現代憲法理論の源流』（有斐閣、1986年）、29頁。
 - 5 樋口陽一『近代立憲主義と現代国家』（勁草書房、1973年）、16頁。

り、ポーロニヤに始まり、言語的にも方法論的にも汎ヨーロッパ的な知識独占体として長く君臨してきたのである。近代に入り、汎ヨーロッパ性が消えると、学問は国家的制度の中に位置づけられることになるが、大学はその分だけ世界のどこにでも作られるものになり、それぞれの国で、そこでもなお、制度的知を差配する場であり続けた。

大学が特権的で独占的な地位である要因の一つは、教育機関として、学位を授与することである。現在の日本で、大学は教育機関というよりも「レジャーセンターであり、青少年収容所」だと揶揄されても、「学歴分配装置」である限り、まだ今のところ、人は集まってくる⁶。二つ目は、研究機関として、学問の市民権を認定することである。新しい学問は、大学の教科になることによって初めて市民権が与えられるが、当然のように壁が存在する。19世紀末のフランスで、今では当たり前な学問である社会学のためにデュルケームがいかに苦労したか、よく知られていることである⁷。実は、同じ時期に憲法学を始めるエスマンはこの社会学を意識し、差別化を図ろうとする向きが見て取れる⁸。そして一旦市民権が得られる、即ち、大学で教えられ、学習成果が試験されるようになると「パラダイム」が生まれるのである⁹。でも何故、憲法が法学部で教えられるのであろうか。もし「コンスティテューション」の訳語が「憲法」ではなく「国憲」だったとすれば¹⁰、それは当然のように法学の一分野となっていたであろうか。

6 京極純一『和風と洋式』（UP選書、1987年）、15-20頁。

7 Victor Karady, Durkheim, les sciences sociales et Université : bilan d'un demi-échec, in *Revue française de sociologie*, 1976, pp. 267-311.

8 Adhémair Esmein, *Éléments de droit constitutionnel*, Paris, 1er éd., 1896, p.21.

9 もっとも、パラダイム観念の提唱者であるクーンは、「社会科学の分野ではパラダイムというものが、はたしてできているかどうかさえまだ問題である」とするが、トーマス・クーン『科学革命の構造』（中山茂訳、みすず書房、1971年）、18頁。

10 穂積陳重『法窓夜話』（岩波文庫、1980年）、176-179頁。

・ エスマン以降、フランス憲法学は、大学でのポスト、著作出版のルート、教科書購入の安定した顧客など、学問としての装置が整備される。憲法学は法学部での当然の教科であった。しかし、この期の憲法学は特異な条件を背負っていた。「言葉の固有の意味における」憲法典がなかったのである¹¹。1870年に始まる第三共和制は、1875年の三つの「憲法的法律」（元老院の組織に関する法律・公権力の組織に関する法律・公権力の関係に関する憲法的法律）で運営され、王政か共和政すら定まらない跛行から始まったのであり、政治の実践が国家の形を決めていくことになる。そこで憲法学は、法学部の学問として求められる規範性を外注することなく、自らで作り出す必要があった。エスマン憲法学の課題は「一般原理」の探求となり、イギリス憲法とフランスの歴史に範を求め、国民主権、権力分立、個人権、成文憲法の理論が生み出される¹²。そして、まさにこれがフランス憲法学の「パラダイム」となり、法学部に属する規範の学問として独り立ちしたのである。第三共和制が終わった第二次世界大戦後、この「パラダイム」は揺らぐ。フランス特有の「グラン・ゼコール（政治学院や国立行政学院）」によって、官僚養成（更にはエリート養成）という法学部の特権的地位は消え、規範学の府という重しが小さくなった。それが「憲法学の政治学的傾向」というフランス的憲法学を生み出したのである¹³。政党論、政争、選挙のシステムなど、規範よりも政治生活の「基本的事実」を叙述する憲法学である¹⁴。規範学としての憲法学が戻るためには、1970年代に始まる憲法裁判の発展が必要であった。

ギゾーが憲法学講座を作った七月王政は1830年憲章の時代であるが、この憲章はその前身である1814年憲章と同様に、弱い規範性を引きずっ

11 モーリス・デュヴェルジェ『フランス憲法史』（時本義昭訳、みすず書房、1995年）、114頁

12 高橋和之、前掲書、90頁。

13 樋口陽一『現代民主主義の憲法思想』（創文社、1977年）参照。

14 Denis Alland et Stéphane Rials, Dictionnaire de la culture juridique, Paris, 2003, pp.259-260.

ていた。19世紀末とその点は共通している。そして憲法講義が法科大学で始められたが、第三共和制とは違って大学のプレゼンスは弱く、様々な知性が学問的市民権とは無関係に、この規範性を探って発言できた時代であった。憲法の学問化は困難な作業であり、そして結果的に失敗に終わったのである。私は憲法学の門外漢ではあるが、この失敗を通して、学問とは何か、法学とは何かを考えたいと思う。それは、大学法学部に所属し、フランス法を勉強し、一般的には直ぐに理解されることが少ないが、市民権はきちんと持っている西洋法制史という教科を長い間担当してきた今、それでも常に感じている異質感と閉塞感を自分自身で見つめることでもある。

2. 憲法学講座への道

憲法学講座の新設にあたって、公教育相ギゾーは国王ルイ・フィリップにその趣旨を報告している¹。その報告書はギゾーやロッシを語る際には常に引用されるものであり、そこには幾つかの鍵となる言葉がある。

先ず、憲法講義は「憲章の解説」であること。1830年憲章は政治的文書ではなく、「成文化され、認められた一つの法律」なのである。同年5月の議会での講座新設のための予算審議²で、ギゾーは「我々の憲法典」とか「実定憲法」と呼んでいる。他方、この憲章を教えるという意図が政治的意味合いで理解され、ギゾーを「政治的学説の法王」と皮肉り、憲法講義の「偽善の外観」を告発する向きがあったことも事実であった³。

二つ目は、憲章が「市民法や、我が国の他のすべての法分野と同様に、解説され、注釈される」こと。この表現からは、19世紀フランス私法学

-
- 1 この報告者は、ギゾーの回想録に史料として添付されている。(F. Guizot, *Mémoires pour servir à l'histoire de mon temps*, Paris, 2003, nouvelle éd., t. V, pp. 195-199.)
 - 2 ロッシの『憲法講義』新版に序文を寄せたブドンは、この答弁が「全文引用するに値する」とする(J. Boudon, op.cit., p. 11)。その言葉に従って、以下に全文を記すことにする。「憲法学については、私の考えをはっきりと説明する必要があります。委員会の報告者は、法科大学で政治哲学の教育を始めることが問題になっていると考えたようではありますが、それは私の目的ではありません。法科大学ではもう十分すぎる程、政治哲学は行われているのであり、しかも悪しき政治哲学です。民法典を学ぶのと同じ様な実定的な教育、実定憲法の教育、成文法としての憲章の教育、私が我が法科大学に導入しようとしているのは、この教育であります(いいぞ!)。プルネル氏が語った様に、政治哲学は法科大学のものではありません。それは純粋に哲学的な教育であり、文科大学にのみ属するものであります。繰り返しますが、私が我が法科大学に導入しようとしているのは、フランスの実定的な憲法の教育であります。すべての法科大学において、我々の憲法典として存在している憲章の詳細な解説がなされることを私は願っているのであります(異議なし!)。私の考えを誤解しないでいただきたい。私の意図は、法科大学に政治哲学の講座を設けることではありません。むしろ、政治哲学の教育を成文法の教育に取って変えることなのであります」。(F. Guizot, *Histoire parlementaire de France. Recueil complet des discours prononcés dans les chambres de 1819 à 1848*, Paris, 1863, t. II, p. 261.)
 - 3 J. Boudon, op.cit., p. 15.

を特徴づける「註釈学派」が想起されようが、「註釈 *exégèse*」という言葉自体がまだほとんど使われておらず⁴、また、民法典の条文にこだわり、立法者意思の探求を優先する学風は、19世紀後期の第二帝政期に明確になるものであり⁵、この時点で、ギゾーの説明にそれを被せることは適当ではない。「解説と注釈」の形ははまだ模索すべきものであった。

三つ目は、憲法教育は「人々の議論に委ねられた哲学的思想」を教えるものではないこと。ギゾーの議会での答弁の力点はここにあり、憲法学講座新設が政治哲学を法科大学に導入することになると批判する議員の存在があった。政治哲学とは、ルソーに代表される18世紀の哲学であり、革命の精神を言い換えたものに他ならない。憲法学は誤解と無知、皮相で軽薄な観念に取って代わる「実証的な知識」でなければならない。憲法学は「恐れられた」歴史と別れることができるのである。

四つ目は、憲法学が「真の学問」であること。ここには「極端な結論」も「隠された神秘」もない。そして、その内容は「歴史の教訓に基づき、また外国との比較分析」により豊かにされる。

最後に、憲法教育を「確信と能力に満ち、権威をもって与えることのできる優れた人物」に委ねること。憲法学講座は知己であるロッシの経済状況を救うために作られたとされ⁶、ギゾー自身もそれを隠すことはない。学問ははまだ個人の所有物であることを止めないでいる。確かに、憲法学講座は刑法学講座と並んで、法学教育の拡充の一環として創設されたのであり、またロッシはジュネーヴで実際に憲法教育を行っている⁸。そして

4 F. Audren et J.-L. Halpérin, op.cit., p. 37.

5 Ibid., p. 53.

6 J. Boudon, op.cit., p.6. 後出(注29)のデルゼルスの記述によれば、コレー・ジュ・ド・フランスの給与は、法科大学の教授職の半額に過ぎなかった。

7 F. Guizot, *Mémoires*, op.cit., t.V, pp.105-106.

8 ロッシはジュネーヴで様々な公開講義を行っており、その中には憲法講義と呼ばれるものもある。(Mario Sbriccoli, Pellegrino Rossi et la science juridique, in *Des libertés et des peines*, Actes du colloque Pellegrino Rossi, Genève, 1980, p. 186.) その講義は公刊されずに、ジュネーヴの大学図書館に残されている。

1820年に既に、ギゾーの報告がその「時間をおいた翻訳に過ぎない」⁹とされるほど近似した考えをそのまま論文に書いていた。彼が「優れた人物」であることに間違いはないのだろうが、憲法学が制度的知となるにはまだ時間が必要であった。

1830年代初頭、国家に関わる法は「政法 *droit politique*」という呼び方が一般的であった¹⁰。しかし、ギゾーの報告書で使われている表現は「*droit constitutionnel*」である。そして現在、この表現は「憲法」と「憲法学」の両者の意味に用いられるとされる¹¹。確かに、法学部の教授があなたは何を教えていますかと問われ、「憲法」と言おうと「憲法学」と言おうと違いはないのであろうが、歴史的には様相は異なってくる。「*constitution*」という言葉は、モンテスキューの『法の精神』を出すまでもなく、革命前から用いられ、一方で「*constitutionnel*」という形容詞も革命以降、様々に使われてきた。1791年憲法には「*décret constitutionnel*」とあり、1793年憲法には「*loi constitutionnelle*」、「*acte constitutionnel*」とあり、ほぼ「制定された憲法的法規」という同じ意味になる。その他、立憲的という意味では、「*gouvernement*」「*monarchie*」「*roi*」「*ministère*」など多様な言葉を形容するために頻繁に用いられた。1814年と1830年の憲章も「*Charte constitutionnelle*」なのであり、この形容詞はイギリスに親近感を持っていた国王ルイ18世の申し出によるが、彼の妥協の精神を表している。しかし、この形容詞が「*droit*」に付けられるのは、1820年前後までなかったのである。「*droit constitutionnel*」という表現について、歴史家ロザンヴァロンは、1834年の憲法学講座に触れ「この表現は当時新しかった」¹²と説明しているが、それよりも、その

9 J. Boudon, *op.cit.*, p.11.

10 *Ibid.*, p. 12.

11 高橋和之、前掲書、26-27頁。

12 Pierre Rosanvallon, *Avertissement pour la présente édition de philosophie politique* in *Histoire de la civilisation en Europe* de F. Guizot, Paris, 1985, p.316.

講座を担当するロッシの 1820 年の論説に、歴史的方法が私法学だけでなく、公法学にも広がっていることを語るにあたって、「今日では、好んで憲法学 *droit constitutionnel* と表現される」¹³ とあり、この方が事実であろうと思われる。そしてやはり、「*droit constitutionnel*」は実定的法律ではなく、学問である。

フランス革命において、「憲法 *Constitution*」という語は単なる普通名詞であることを超えて、当事者でなければ分からない歴史的重みを持つ言葉であった。革命期、球戯場の誓いにあるように、憲法は革命の目的そのものであり、その後も行き先の定まらない革命に時として不安に駆られる主役たちは、自分たちの憲法でもって革命を終わらせることを願ったのである¹⁴。だからこそ、1789 年の人権宣言に始まり、1814 年の王政復古までの 25 年間に七つの憲法が生み出され、それ以外にも流産した憲法(案)が二つあり、模索と挫折を繰り返したのである。ナポレオンの百日天下では、わずか 2 ヶ月という短期のものではあったが、「憲法史に残る遺産」¹⁵ 帝国憲法付加法が出されている。しかし結果的には、この変遷の通り、アメリカと違ってフランスでは、革命的な運動を最終的な憲法上の表現に導く努力はことごとく失敗に終わった¹⁶。

そもそも、憲法とは「制定する」ものなのか「確認する」ものなのか、革命はこの問題から始まったのであり¹⁷、「同意される」もの「与えられる」ものもあり、人間と憲法の関わり方は多様であり続けた。その中で、憲法に本来的に内在する「教える」という化導的価値についても¹⁸、模索があり、

13 Pellegrino Rossi, *De l'étude du droit dans ses rapports avec la civilization et l'état actuel de la science*, 1820, in *Mélanges d'économie politique, d'histoire et de philosophie*, Paris, 1857, t. II, p. 309.

14 フランソワ・フュレ、モナ・オズーフ『フランス革命史事典』(河野健二・阪上孝・富永茂樹監訳、みすず書房、1995 年) 2 巻、885 頁。

15 モーリス・デュヴェルジェ、前掲訳書、90 頁。

16 フランソワ・フュレ、モナ・オズーフ、前掲訳書、1 巻、694 頁。

17 同上、695 頁。

18 Paul Bastid, *Les institutions politiques de la monarchie parlementaire*

その価値自体も動揺を続けた。

その最初の試みは1795年に始まる。その年、中等教育と高等教育にまたがった教育の場として、中央学校 *école centrale* が各県に設けられた。アンシャン・レジーム以来の大学が特権的機関として非難され、廃止に追い込まれた後、新しい教育は何よりも「国民的」でなければならず、この学校はその場であった。非宗教的で百科全書的な教育を目指した中央学校は、それぞれに2年間の期間を想定した三部に分けられ、その最終の第三部には「文法」「純文学」「歴史」と並んで「法制」という科目があった。内容は教師の自主性に委ねられ、私法に特化したものや、今様に言えば法学概論とされるものがあったが、最も多くは自然法、政治哲学を含めた広い意味での公法の講義であった。大部分の教授は、社会契約論、主権論から入り、権力分立論と様々な政体論を語る。そして、「啓蒙哲学の影響が色濃く見受けられるこの予備的理論教育の後、実定公法、即ち、基本的には、共和暦3年(1795年)憲法と権利義務の宣言の注釈に移る」¹⁹。何人かの教授は、イギリスとアメリカの憲法、あるいは古代の国家制度との比較を行い、フランスの優位性を強調して終わる。教育は主権を担うべき市民の教育であるという革命期の理想がここに生きている。憲法を解説することはその不可欠な要素になる。ただし、この試みは実効性を伴わなかった。中央学校という制度自体が空洞化し、何よりも生徒がほとんどおらず、教育機関としての成果は極めて不十分であった²⁰。確かに、歴史的には厳しい評価しかないのだろうが、こと国際法、経済学、そして憲法に関しては、次に登場する法科大学よりも豊かであり、中央学校の夢想、そ

française (1814-1848), Paris, 1954, p.153.

19 Jean-Louis Halperin, Une enquête du ministère de l'intérieur sous le directoire sur les cours de législation dans les écoles centrales, in *Annales d'histoire des facultés de droit et de la science juridique*, n. 3, 1986, p. 64.

20 *Ibid.*, p. 81. 中央学校の法学教育について、Jean Imbert, *L'enseignement du droit dans les écoles centrales sous la Révolution*, in *Annales d'histoire des facultés de droit et de la science juridique*, n. 3, 1986, pp. 37-56. 参照。

の経験が 19 世紀フランスで時々顔を見せるのも事実である²¹。

1804 年、民法典の編纂に合わせて、法科大学が設立された。3 月 31 日（共和暦 12 年風月 22 日）の法律は、教科として「民法典によって確立された序列における市民法」「自然法と万民法の要素」「フランス法との関係におけるローマ法」を第一にし、次いで「フランス公法」「公行政との関係における市民法」、最後に「刑事法」「民事・刑事訴訟」を挙げている。憲法が出てこないのは意図的なものであった。「語ることを避けた」²² のである。ナポレオン 1 世は憲法の教育を傍らに放り出し、後にナポレオン 3 世はその存在を否定する。ギゾーの報告にある、憲法教育が「恐れられる」時代がここに始まる。

王政復古後、教育全体を統括するナポレオンの帝国大学制度は二重の傷に疼いていた。時代が逆行する中、「国民的」教育を標榜した革命の傷と、専制体制への奉仕を求めた帝政の傷である²³。法科大学は時代に翻弄され、王政復古を歓迎し、ナポレオンの百日天下にも奉仕するという不節操を見せるが、亡命した国王に付き従ったパリ法学生の存在に救われる²⁴。それでもなお、法学教育には治療が求められた。1819 年 3 月、パリ法科大学は教授数を 7 から 16 に増やし、万民法、「実定公法とフランス行政法」、法の歴史と法哲学、そして経済学の講座が設けられた。公法と行政法は 1804 年に教科として挙げられ、また実際に既に講義が行われており、自然な拡張であるが、一見すると異質な経済学が加えられたのは、経済学者バプティスト・セーの公開講義が人気を呼んでいたからであり、この点で法学教育にはまだ可塑性が強くあった²⁵。しかし、憲法学は同じ条件を満

21 J.-L. Halpérin, *Une enquête*, op.cit., p.82.

22 F. Audren et J.-L. Halpérin, op.cit., p.20.

23 Madeleine Ventre-Denis, *Les sciences sociales et la faculté de droit de Paris sous la Restauration*, Paris, 1985, p. 28.

24 F. Audren et J.-L. Halpérin, op.cit., p.31.

25 M. Ventre-Denis, op.cit., p. 55.

たしていなかったし、「恐れられる」時代がまだ終わらなかった。

そして1830年代、七月王政に入り、状況が一転する。1831年、トゥルーズの弁護士モリニエールは法学教育改革を求める冊子の中で、「公法講義」という名前で憲法教育を提案している。「我が国の憲章の規定が学校で教えられるべき時がやってきた。我々の制度はもはや検証を恐れる必要はない。国への愛を育み、優れた市民を作り上げるためには、若者に我が国の公法を形成している法律の精神と文言を浸透させなければならない」²⁶。同じ1831年、後のパリ刑法教授オルトランが、かつての中央学校の夢を担うリセの建物を借りて「ヨーロッパ政法・憲法史 *droit politique et constitutionnel*」の公開講義を始めている。「公法を調べていると、一歩進むごとに我々は現実の利害の絡んだわくわくする問題に出会う。一見して分かるように、この問題は多くの場面で論じられている。しかしこの場合、議論にせよ、演説にせよ、書物にせよ、すべて行動の手段である。"適用する" ことが問題になっている。そして我々は、この適用への恐れや希望、熱気や先入観、日々の利害、これらが原理を誇張し、過小に扱い、事実を曖昧にし、あちこちで意図や結果を曲解するのを何度も見てきた。(中略) 今、我々はそうではなく、学問の部屋にいたのである。定式によって数学者が学ぶように、蒸留器で化学者が行うように、考えることに集中しよう。"学ぶ" ことが問題なのである」²⁷。オルトランはパリ法科大学の補助教授の採用コンクールに何度も失敗していた。この公開講義がセーの経済学のような成功を収めたかどうか、もし収めていれば、後ろ盾も十分であり、憲法学教授の席に彼が就く可能性もあった。しかし、講座が設けられる時が早すぎた。この時点で、彼の名は、ロッシの名声に到底およびものではなかった²⁸。そして1833年、パリ法科大学の補助教授デルゼルス

26 J.-V. Molinier, *Essai sur l'enseignement du droit en France et sur l'organisation des facultés de droit*, Toulouse, 1831, p. 23. フランスにおける憲法教育の歴史で、常に最初に挙げられるのはこの文書である。

27 Joseph-Elzéar Ortolan, *Cours public d'histoire du droit politique et constitutionnel*, Paris, 1831, p.15.

28 M. Ventre-Denis, Joseph-Elzéar Ortolan (1802-1873) un jurist dans son

は、代議院への請願の中で、「憲法学 *droit constitutionnel*」という用語を用いて、その講座開設を求めている²⁹。憲法学は法学教育の中に、確実に位置を占めようとしていた。

1830年憲章は、七月革命の後、1814年憲章をほぼそのまま受け継ぐ形で作られた³⁰。七月革命は「憲章万歳！」の声で始まったのであり³¹、「栄光の三日」最後の日に、後に国王となるオルレアン公は「憲章は以後、一つの真理になる」と宣言した³²。憲章を変えず、部分的修正に止めた中心人物がギゾーであった。革命の一層の深化に抵抗しなければならないという思いは、16年の間、憲章は自由と国の利害を守ってきたという一般の認識に寄り添うことができた。ただ、世襲の王朝を代えておきながら、国の基本的文書は変えないというやり方は、七月王政の矛盾すべてに繋がる弱点になった³³。

siècle in *Annales d'histoire des facultés de droit et de la science juridique*, n.16, 1995, p. 183.

- 29 C. Delzers, *La pétition adressée à la Chambre des Députés*, 1831. この請願は、法学教育全般とパリ法科大学全体に関するものであり、講座の新設はその一つとして提案された。刊行されず、原本がフランス国会図書館に残されている。この請願に対しては、法科大学教授から反論がなされている。憲法講座新設に対して、彼は「民法典の教授は、講義の開始時に、憲法の一般原理をきちんと展開している」としている。(J. Oudot, *Quelques observations sur la pétition adressée à la Chambre des Députés par M. Delzers*, Paris, 1833, p.17.)
- 30 1830年憲章の改正点は、欽定憲法を思わせる前文が削除されたこと以外に、カトリックが国家の宗教とは宣言されないこと、検閲が決して行われないこと、国王の命令権に関する有名な1814年憲章第14条は、法律執行に必要な規則とオルドナンスに限定されたこと、法案の提出権が国王に留保されないこと、貴族院の会議が公開されること、代議院の規則の変更、大臣の刑事責任の拡大、憲章が国民衛兵と市民の勇気と愛国心に委ねられていること、そして三色旗の採用である。
- 31 Pierre Rosanvallon, *La monarchie impossible. Les Chartes de 1814 et 1830*, Paris, 1994, pp. 137-138.
- 32 *Ibid.*, p.138. この宣言を印刷するにあたって、定冠詞か不定冠詞が問題になった。定冠詞なら1814年憲章を指し、不定冠詞なら新しい憲章を指すからである。(P. Bastid, *op.cit.*, p.116.)
- 33 P. Rosanvallon, *La monarchie*, *op.cit.*, p. 106.

1814年憲章自体も、急いで作られた簡略なものであった。革命期のフランス憲法は概して長大であり、1791年憲法は極めて詳述された200以上の条文から成り、1795年（共和暦3年）憲法は377条から成っていたが、憲章は76条しかなく、大部分は2行から3行の短い条文であった。指導原理は、ただ帝政の拒否の一点であった。「憲章」という言葉は、かつての都市の自治権を彷彿とさせる言葉であるが、革命の初期の頃から「憲法」に対抗するものとして使われ³⁴、1814年にそのまま採用されることになる。そして、特許状でもあるかのように、憲章を欽定する長い前文が付けられた。この簡略な憲章は、直後の百日天下で揺さぶられる。ナポレオンは民主的な議会制の憲法を作ったのである。憲章の運命は想定外の事件によって弄ばれる。王党派が議会の絶対多数を占め、議会の力を主張するようになる選挙の結果もそうであった。

フランスの歴史において、憲法の解釈が話題になり、意見がぶつかるという事態は稀である。現在の第五共和制で、大統領と議会多数派が違う党派となり、いわゆる「保革共存」政権が問題になった時、首相任命権をめぐる珍しく論争が起きている。19世紀前期の復古王政期は、憲法の解釈を巡って盛んに意見が交わされた稀な時代であった。革命と帝政の経験、それに即興的な憲法、これらがその環境を作り出した。1830年の七月革命の前、憲章を自分の陣営に取り込むために自由派と王党派が行った憲法論議は、1828年以降「政治パンフレットの雪崩状態」³⁵を生み出したのである。この時期、問題の中心は国王の命令権を定めた第14条にあり、圧政的なシャルル10世の下、見習い期間の終わった議会政治は、憲章の正当性を守り、憲法を制定する権力を守ろうとした。しかし実はこの

34 Ibid., p.50. 1791年、シャン・ド・マルスの虐殺事件の後、穏健派は「憲章」という言葉を「憲法」に取って代えようとし、革命派は国王の恩恵を思わせるこの言葉に抵抗を呼びかけたのである。

35 Ibid., p.102.

政治の季節の前に、憲章の精神と文言を巡って議論が交わされる時期があった。「議会政体の心臓部にある」³⁶ 大臣責任の観念がその中心にあり、そもそも 1814 年憲章は議会政治を胚胎しているのかどうか、憲章の原理が問われたのである。そして、ギゾーがここに大きく絡み、その一方の側に、ロマン主義文学の巨匠シャトーブリアンがいた。

36 Ibid., p.84.

3. シャトーブリアン『憲章による王政』

1814年憲章はあまりに簡潔で、一般的に過ぎた。それには命を吹き込む作業が必要であった。革命期、フランスは理論から始め、それを実践へ移すというやり方を通してきた。1814年憲章の下、今度は逆の道を進むことになる。様々な登場人物が新しい憲法世界を模索し、それと憲章の断層の位置を探り、憲章の沈黙を埋め、矛盾を削るための発言を始めた。その試みは、まさに「復古王政の歴史そのもの」¹であった。要するに、1791年憲法にはシエースがいた。しかし、「1814年憲章は自分のためのシエースを持っていなかった」²のである。

ソルボンヌでギゾーの補助教授を務め、後に、ギゾー、クザンと並ぶ「ソルボンヌ三人組」の一人としてフランスの知性を担ったヴィルマンはこう書いている。「憲章！この言葉は恐怖と共に発せられた。代表制！これは18世紀哲学が我々の間に産み落とした狂気であった。これは王政とは両立しえない革命の残存物であった」。しかし、「驚くべき回心」が起こる³。「憲法の最強の敵が、常にそれを援用するように強いられた。彼らの勝利はそれを破壊することもできたであろう。しかし、彼らの攻撃はそれを強固にすることしかできなかった。誰を欺いている訳でもないが、彼らは自由の原理に榮譽を表する役割を演じ、憲章のために国民の満場一致を完全なものにする役割を演じることを強いられた。喜びと確信をもって、私は言いたい。代表政体はフランスの市民権を得たのだと。抵抗しがたい力が、すべての意見を等しくそれに向かわせるように働いた。その感情と信念からして、全く正反対の政論家がこの共通点で出会った。シャトーブリアンはその才能を、コンスタンが見事に解説した理論を再生産し、再活

1 P. Rosanvallon, La monarchie, op.cit., p.65..

2 Ibid., p. 61.

3 Abel François Villemain, Le Roi, la Charte et la Monarchie, Paris, 1816, p. 3.

性化することに費やした」⁴。この文章は、1815年8月の選挙によって、国王以上に王党的とされる「極端王党派（ユルトラ ultra-royalistes）」⁵が代議院の402議席中350を占める「またと見出し難い議会 chambre introuvable」（国王ルイ18世の言葉）が出現した後のものである⁶。コンスタンは百日天下の帝国憲法付加法の作者であり、貴族院議員として、このユルトラの代弁者となったのがフランソワ・ルネ・ド・シャトーブリアンであった。

革命に翻弄され、亡命貴族として辛酸を舐めてきたシャトーブリアンは、王政復古の時、既に高名な文学者であり、ロマン主義の旗手として時代の寵児であった⁷。1802年に出した『キリスト教精髓』は、聖書と並ぶ必携の書とされ、政教和約によってカトリック教会と和解したナポレオンは、彼をローマ駐在フランス大使館一等書記官に任命している。政治的には、復位したブルボン家のルイ18世に寄り添い、百日天下では、ベルギーに亡命したルイ18世の内務大臣を務め、ナポレオン没落後、国務大臣、そして、貴族院議員となり、その後は1830年の七月革命を機に政界を去るまで、国務大臣、大使、外務大臣としてブルボン王朝への献身を続けたのである。そして、この復古王政の初期、1816年にシャトーブリアンは『憲章による王政』を出版した⁸。『憲章による王政』は刊行時に大き

4 Ibid., p.7.

5 この呼び名はフーシェが付けたとされるが、「神と国王の党派」であると同時に、革命派とナポレオン派に対する「憎悪の党派」でもあった。P. Bastid, op.cit., p. 97.

6 この議会と党派について、中木康夫『フランス政治史』（未来社、1975年）上、42-43頁参照。

7 シャトーブリアンの簡潔な紹介として、伊東冬美『フランス大革命に抗して シャトーブリアンとロマン主義』（中公新書、1985年）がある。

8 この年、14才のヴィクトル・ユゴーは「シャトーブリアンになりたい。さもなくば無だ Je veux être Chateaubriand ou rien」と日記に書いたという。有名な伝説的逸話である。辻昶『ヴィクトル・ユゴーの生涯』（潮出版社、1979年）44頁。

な成功を収めただけでなく、19世紀を通し、その残照を保ち続けた。フランス憲法学の「父にして創始者」⁹であるエスマンは、この著作を「議会議政体の真の規範を、絶対的な確信でもって提示した」ものと評し、代表作であり、やがて憲法学の「指標的書物」¹⁰となる『憲法の基礎原理』（1896年）の中の2頁を割いて、原文をそのまま引用し、彼の主張を紹介している¹¹。この著書の中で、同じ分量の引用が行われているのは、他には、人民主権に関する箇所でのルソー¹²、権力分立に関する箇所でのモンテスキュー¹³の二人だけである。そして、エスマンはその引用を次の文章で締めている。「議会議政体の微妙な原理と、一見すると対立する様々な力、この力が議会議政体を作り上げるのだが、この力が調和して働く様を、これ以上に明確に説明し、これ以上に見事に述べることは不可能である」¹⁴。

．後にシャトブリアンは、この刊行が「私の政治的生活の大きな画期であり、これによって、プブリシスト publiciste の仲間入りを果たすことになった」と回想する¹⁵。この「publiciste（前出では政論家と訳）」という呼称については、確認しておくことがある。それは、現在の用法が19世紀以前には通用しないということである。現在では「公法に精通した法律家」とされ¹⁶、その対となる言葉は「privatiste（私法に精通した法律家）」となるが、この時代、「プブリシスト」と肩を並べる存在として「juris-

9 F. Audren et J.-L. Halpérin, *La culture*, op.cit., p. 120.

10 Patrick Arabeyre, J.-L. Halpérin et Jaques Krynen, *Dictionnaire historique des juristes français XIIe - XXe siècle*, Paris, 2007, p.312.

11 Adhémar Esmein, *Eléments de droit constitutionnel*, Paris, 1989, 1^{er} éd., pp. 126-127.

12 *Ibid.*, pp. 151-157.

13 *Ibid.*, pp. 283-286.

14 *Ibid.*, p.128.

15 François de Chateaubriand, *Mémoires d'outre-tombe*, Paris, nouvelle éd., 1998, t. III, p. 28.

16 Alfred Dufour, Pellegrino Rossi publiciste, in *Des libertés et des peines*, Acte du colloque Pellegrino Rossi, Genève, 1980, p. 213.

consulte (法律家)」があり、その対極には「philosophe (哲学者)」、あるいは「canoniste (宗教家)」がいた¹⁷。「プブリシスト」たるには、法学の素養は必ずしも必要ではなく、哲学的にはなく、宗教的にでもなく、国政を論じる発言者は「プブリシスト」であった。だからこそ「Le Publiciste」が、パリで最も人気のある政治専門雑誌の誌名になったのである¹⁸。「プブリシスト」と呼ばれるための重要な条件は、まさにその人物の影響力である。事実、シャトーブリアンは、フランス革命の主役たち、19世紀の多くの文学者、あるいはギゾーとは違って、法学の近くにいた痕跡がない。でも、彼は自他共に認める「プブリシスト」になった。

・ 貴族院議員のシャトーブリアンは、発言する自由と能力、多くの聴衆と評判を手に入れている。そして、自らの義務を果たすかのように、1814年には『政治的考察』を出し、1815年には『1815年5月12日のフランスの現状に関する報告』を出した。『憲章による王政』はその続編であり、彼の考えをより集約したものである。では、彼にとって憲章とは何であったのか。

「フランスは正統な国王を望んでいる。正統な国王を望むには三つの方法がある。

1. アンシャン・レジームの国王として。
2. 専制主義の国王として。
3. 憲章による国王として。

アンシャン・レジームの国王として、これは不可能である。我々はそれを経験した。

専制主義の国王として、そのためにはボナパルトのように、鉄の腕と、60万の献身的な兵隊と、暴君に変身できる精神が必要である。私にはそれらが何も見えな

17 Pellegrino Rossi, Cours de droit constitutionnel, Paris, 1866, t. II, p. 37.

18 この雑誌は若きギゾーの後援者であるシュアールが支援し、ギゾーと後にソルボンヌの歴史講座を分けるラクルテルが編集し、1792年から1810年まで刊行された。(Gabriel de Broglie, Guizot, Paris, 1990, p. 30.)

い。私はどうすれば専制主義が打ち立てられるのか、十分に知っている。私はブルボン家の中に、専制君主がどうすれば生まれるのかを知らない。

従って、残るのは憲章による国王である。

これが今日、唯一の正しい道である。

正しくないとしても、唯一可能のものはそれである」¹⁹

シャトーブリアンの国王周辺での位置取りについて、ルイ 18 世の亡命地ガンでそれを見ていたギゾーは後にこう書いている。「彼は他の者に向かって機嫌よく振舞うこともなく、また誰も彼を重んじなかった。(中略) 国王も内閣のメンバーも、シャトーブリアンの性格を十分には理解せず、彼の協力も敵対もそんなに高くは評価していなかったと私は思う。率直に言って、彼は厄介な同盟者であった。何故なら、彼はすべてを主張し、すべてに傷ついた。最も稀な精神、最も優れた才分の高みに立って、統治する技において偉大な師たちと自分が対等であると信じ、ミルトンの好敵手であるのと同じく、ナポレオンの好敵手でもであると信じ、そう扱われなかった時には、満身の苦味を味わうほどに、彼の妄想は進んでいた。真摯な人たちは、彼を偶像視する慙懃さに加担しなかった。しかし、彼らは、友人として、あるいは敵として、彼を拒否したことが高くつくことを余りにも忘れていた。才分に敬意を払い、虚栄心を満足させて、彼の高慢さの夢を目覚めさせない何かを見つけることができればよかったであろうに。(中略) 人によっては、忘恩であることが、不正義であると同じぐらい危険な場合がある。彼はそういう人であった。何故なら、その思いを情念として持ち続け、裏切ることなく復讐する術を知っているからである」²⁰。一方、シャトーブリアンは「自己中心主義者だが、偏見のない」ルイ 18 世について、「いかなる犠牲を払っても、平穩を望んだ。大臣たちが多数派である限り、それを支持した。多数派であることが危なくなると、自分の安息が乱されそうになるや、すぐに更迭した。彼は勝利を収めるために一歩前

19 F. Chateaubriand, *De la Monarchie selon La Charte*, Paris, 1816, pp.1-2.

20 F. Guizot, *Mémoires*, op.cit., t. I, p. 77.

に出なければならぬ時でも、ためらわず後退した。彼の偉大さは忍耐であった。彼は世事に向かおうとはしなかったが、世事の方がやってきた」と振り返る。そして彼がお気に入りにもなれていることについて、「お気に入りだが、執拗なりシュリュウとか代え難いマザランのように、たまたま偉大な人物であれば、国民は彼らを嫌いながらも、その栄光と力を利用すればいい。惨めな法上の王を、華々しい事実上の王に変えるだけでいい」と言う²¹。国王とその周辺に対するシャトーブリアンの微妙な距離感、『憲章による王政』全体を貫いている。

「我々には憲章がある。この点から出発しよう。我々には憲章しかない。我々の立場はここになければならない。

しかし、我々が憲章の下で暮らし始めて以来、我々はその精神と特質にかくも目をつむってきた。それは驚くべきことである。

その理由は何か。一つには、我々は、自分たちの情熱、利害、気質に負け、原理は取り入れると言いながら、結果に従おうとはほとんどしなかった。一つには、我々は矛盾し不可能なものを保持しようと言い張っている。一つには、我々は打ち立てられた政体の流れに従うことをせず、その本性に抵抗している。一つには、我々はいまだに新しい制度に不安を感じ、大きな利点を手に入れるために小さな不便を我慢する勇気を持っていない。自由をこの制度の基礎にしておきながら、我々はそれに怯え、恣意にまで後退しようとしたのである。立憲的であることを続けずして、政体はいかにして強力でありうるのかを理解せずに。

私は、代表制王政の経験の中の一般的な実例から、いくつかの真実を示すように試みるつもりである。この書物が、公務に招かれるあらゆる人にとって、一種の手引書 *Vade mecum* になればと思っている²²

シャトーブリアンは、この手引書を回想録の中では、憲法の「教理問答」と表現している²³。まさに初学者に向き合うかのように、全体は92の章に

21 F. Chateaubriand, *Mémoires*, op.cit., t.III, pp.31-32.

22 F. Chateaubriand, *De la Monarchie*, op.cit., chap.II, pp.3-4.

23 F. Chateaubriand, *Mémoires*, op.cit., t.III, p.28.

細かく分けられ、彼の挙げる憲章の四つの要素、国王あるいは国王特権、貴族院、代議院、内閣について、それぞれに先ず章題で問題を提起し、そしてコメントしている。本書自体が小判（1頁26行）の上、多くの章は2頁から3頁と短く、最も短い章はわずか8行（第18章 - 報道が警察の手中に入れば、立憲的バランスを崩すこと）であり、最も長い章は、王政讃美と結論を含めた最終章の12頁である。作者の意図がよく反映されている形である。

『憲章による王政』には、その書名に反して、登場する憲章の条文は多くない。300頁に近いこの書物の中で、条文番号を挙げて特定されているのは6条だけであり（個人的自由に関する第4条、貴族身分に関する第27条、議会の公開性に関する第44条、代議院の税への権限に関する第47条、税の裁可に関する第48条、刑事裁判の公開性に関する第64条）、条文がきちんと紹介されているのは、内わずか4条である。そもそも「憲章」という固有名詞自体が頻繁に登場するわけではない。この書物は憲章の注釈を意図したものではないことが分かる²⁴。

。「言葉の魔術師」と呼ばれる²⁵シャトーブリアンは、憲章を語るにあたって、その輝きを失うことはない。拙い訳文では伝わらないことが残念であるが、私自身、その文章を読み、時には口に出して味わい、歯切れのいい文章のリズムに心地よく浸った思いがある。この書が成功した大きな理由がここにある。檄文であると同時に、経典でなければならず、そして詩文のように、理屈よりも感性に訴えかけなければならない。そして、「見事に述べた」のである。

24 もっとも、追記には、「憲章」という名が頻繁に登場し、問題とすべき条文の所在も明記されているが、それは脱稿直前の代議院の解散に抗議するものであり、選挙法がそもそも憲章第35条に公然と違反していることを指弾したものである。後に、七月革命の誘因となる憲章第14条の問題、国王命令（オルドナンス）による法律の代替問題が、ここでも問われている。（F. Chateaubriand, *De la Monarchie*, op.cit., Post-scriptum, pp. 280-292.）

25 シャトーブリアン『アタラ・ルネ』（畠中敏郎訳、岩波文庫、1938年）、200頁。

先ず、エスマンが絶賛した部分、即ち、議会主義の原理、国王と政府と議会の関係について論じている部分から紹介する。

「国王は国王評議会で何を行うのか。国王は判断するが、大臣を強制することはない。大臣が国王の意見に従うとすれば、それは、その意見が優れており、広く同意が得られると彼が確信したからである。大臣がそれを無視し、自分の意見を通すために、自分の責任を持ち出したりするなら、国王はもはや主張しない。大臣は行動し、誤りを犯し、地に墮ちる。そして国王は大臣を入れ替える」²⁶

「立憲王政において、内閣の源と原理は世論である。"原理にして源泉"。このことの帰結として、内閣は代議院の多数派から出るべきである。何故なら、代議院議員は世論の主要な代弁者だからである。

大臣が議院の構成員であるべきということは論をまたない。何故なら、そうであれば世論の一部を代表しているのであり、その世論の方向にうまく向かうことができ、次には世論の後押しで自分の意見を通すことができるからである」²⁷

「多数派であることを放棄すること、それは足なしに歩こうとすることであり、翼なしに飛ばうとすることである。それは代表政体の強力なバネを破壊する」²⁸

「内閣が一度誕生したら、"単一"であるべきである。有能な人物であれば、いまだ独りである時には政治的見解の相違は当然にあり、それが内閣でのまとまりの障碍になっても仕方がない、などと言っている場合ではない。イギリスでは一時的連携と呼ばれているが、それによって、まとまることができる。先ず、一般的な方式について意見が一致した上で、世論と担当事項の必要により命じられる犠牲を各人がはらうのである。しかし一度、国家の棍棒を握ったら、同じ精神においてのみ統治しなければならない。

内閣の統一とは、国王が国王評議会の他の構成員はそのままにして、ある構成員だけを入れ替えることは出来ないという意味ではない。新たな構成員が残った者た

26 F. Chateaubriand, *De la Monarchie*, op.cit., chap.V, p.9.

27 Ibid., chap. XXIV, p.61.

28 Ibid., chap. IX, p.22.

ちと均質な方式を作り上げれば十分である。イギリスでは内閣の部分的な異動は極めて頻繁に行われている。全員が辞職するのは、首相が去った時のみである」²⁹

世論を源として代議院が構成され、代議院の多数派によって内閣が樹立される。そして、内閣は一致して統治にあたる。分かりやすく、直線的に議会制が解説されている。シャトーブリアンはまさに「王党派の中の、議会主義の偉大な教師」³⁰であった。しかし、フランスでは議会制はまだ歴史が浅い。彼は時間と忍耐を求める。

「選挙に関する法律と、大臣責任に関する法律が作られるなら、我々の代議院は完璧に構成されることになるだろう。しかし、この議院には自らの権力に関する知識、その本当のところの知識が欠けている。それは経験の所産だからである」³¹

「我々は不幸な時代を経験したが、だからと言って、代表制王政がフランスでは成立しえないと語ることが許されるわけではない。この時代に存在した政体は、自然の原理に基づき、本当の権力分立による代表制王政ではなかった。議会は単一であり、国王の "拒否権" は絶対ではなかった。立憲議会に委ねられた憲法と、憲章が打ち立てて政治秩序の間に共通するものが何かあるだろうか。この憲章を使ってみようではないか。もし憲章によって何もうまくいかなかったら、その時は、フランスの気質は代表政体とは両立しないと断言できるであろう。その時まで、自分にはなかったものを悪し様に言う権利など我々にはないのである」³²

では、国王の姿はどのように表されるのか。

「立憲制における国王特権は以下の通りである。政府の行為の中に、国王から直接に発するものは何もないこと。すべては内閣の行為であり、国王の名において、

29 F. Chateaubriand, *De la Monarchie*, op.cit., chap. XXV, pp.63-64.

30 P. Rosanvallon, *La monarchie*, op.cit., p.80.

31 F. Chateaubriand, *De la Monarchie*, op. cit., chap. XV, p.36.

32 *Ibid.*, chap. XV, p.39.

国王の署名によってなされることでさえそうである。法律、王令、人事。

代表制王政における国王は一つの神性であり、何もそれに至ることができない。不可侵であり、神聖であり、更に無謬である。誤りがあるとすれば、それは大臣の誤りであり、国王のではない。従って、国王の尊厳を損なうことなく、何事でも検証できるのであり、何故なら、すべては責任ある内閣から出てくるのであるから」³³

「人は大きな声をあげる。何だって、国王は単なる虚しい偶像に過ぎないのか。祭壇の上で崇拜される。しかし、動くことはなく、力もないのか。

これは間違っている。この王政において、国王は祖先の誰よりも絶対的であり、コンスタンティノーブルのスルタンよりも強力で、ルイ 14 世よりも至上の存在なのである。

国王は自分の意思と行動について、神にのみ責任を負う。

国王はフランス教会の長、あるいは外側にいる司教なのである。

国王はそれぞれの家族すべての長である。公的な訓育が家族を彼に結びつける。

国王だけが法律を廃止し、あるいは裁可する。従って、すべてが彼から発し、彼は至上の立法者である。

国王は法律の上に位置してさえている。彼のみが恩赦を行うことができ、法律よりも高い場所から語ることができるからである。

国王は意のままに、反対も統制もされず、大臣を任命し解職することができる。従って、行政はすべて彼から流れ出る。彼は至高の首長である。

軍隊は国王の命令がなければ進まない。

国王だけが平和を約し、宣戦を布告することができる。

かくして、国王は宗教的次元、道徳的次元、政治的次元における第一人者である。彼は、習俗、法律、行政、軍隊、平和、そして戦争を手の中に収めている。

国王がこの王たる手を引くと、すべてが止まる。

国王がそれを広げると、すべてが進む。

国王は国王であることによってすべてなのである。国王を取り除くがいい。もはや何も残らない」³⁴

33 Ibid., chap. IV, p.8.

34 Ibid., chap. XII, pp.27-28.

『憲章による王政』は議会制の書物である以上に、党派の書物である。1816年、フランス革命もナポレオン帝政も、まだほんの昨日のことに過ぎなかった。人の姿もまだ生々しい。そもそもシャトーブリアンが第二次復古王政の初期、ルイ18世の側近から離れた理由が、革命期に国王処刑を支持し、ナポレオンの警察大臣であったフーシェが生き延びたことであった。彼はこう書いている。「正義は復讐ではなく、忘却は反動で行うものではない。誰も迫害してはならない」³⁵。しかし、彼は国民公会に席を占めた共和主義者とナポレオン主義者を許さない。共和主義を叫んだ者が、ナポレオンの貴族になり、ルイ18世の貴族になり、時には共和主義の言葉に舞い戻り、またある時は、心底馴染んでいた絶対主義の言葉を使い直し、そして、軍事的暴君のキャンプで、人民の不可侵の権利が語られ、国王弑逆者が正統王朝を神聖視する教条を支持するのを聞いてきたからである³⁶。共和主義とナポレオン主義は同根であり、それは憲章の解釈に表れている。

「代表政体など存在せず、フランスとイギリスの比較はすべて馬鹿げたものであり、法律なしで完全にやっつけていける、国王命令でもって統治することができる」と言う。

ナポレオン主義者は、憲章のこの注釈に心から満足した。この注釈は拙劣と言うしかなく、破局へと導きかねないものであったが、彼らはそれ以上を求めなかった。かつて憲法原理のこういった適用は危機を招くことはなかったが、専制主義への道を開いた。自由に対する最初の愛にも拘らず、専制主義は我々の誇り高い共和主義者の好みにぴったり合っていた。かくて、すべてがうまくいったのである」³⁷

彼はこの解釈を許さない。更に、政府の解釈も歪められていると言う。「我が国のここ数年の憲法を見ることに慣れ、不敬な心で進むことに慣れ、

35 Ibid., chap. LXX, p.182.

36 Jean-Paul Clément, Chateaubriand politique, Paris, 1987, p. 171.

37 F. Chateaubriand, De la Monarchie, op.cit., chap. XLII, p. 104.

最も有害な教えを抛り所にすることに慣れ」てしまっている³⁸。有害な教えとは、革命期の非宗教的な憲法思想である。シャトーブリアンは憲章を支持するが、憲法の思想とその歴史は支持しない。ただし、革命の経験とナポレオンの遺産すべてを否定するのではない。彼はその遺産を二つに分け、「国有財産の取得、革命が発展させ、憲章が確立した政治的権利」を「物的利害」と呼び、これは守るべきものとし、それに対して、「反宗教の教え、反社会的教え、力による政府の教え」を「精神的利害」と呼び、探し出し、破壊し、無効にするべきものとする³⁹。国民公会の生き残りとなポレオン主義者は、こちらの利害を代表しているのである。

党派の書物は人間選別の書物でもある。シャトーブリアンの苛立ちは、何よりも「大部分の地位が、革命の支持者、あるいはボナパルトの支持者の手中にあり、いまだにそれが続いている」⁴⁰ ことにあった。

「革命の人間が、王党派の人間よりも憲章に好意的であると誰に説得しようというのか。共和政の時代に、自由に対する最も誇り高い感情を宣言し、専制の時代には、最も卑劣な服従を宣言していたこの人たちは、自分たちの二面的な主張とは反りが合わない二つのものを見つけないだろうか。共和主義者としては国王。奴隷としては自由な憲法」⁴¹

「フランスにおいて王党派は少数派ではなく多数派である。しかし、王党派が多数派であれば、革命は起こらなかったと人は答える。

人民の革命において、いつから多数派が法律を作ったのか。勝利を収めるのは、いつもいつでも少数派であることを経験が証明しなかったか。国民はルイ 16 世の処刑を望んだのか。国民公会とその犯罪を望んだのか。ボナパルトと彼の徴兵を望んだのか。これらすべてを決して望んではいなかった。しかし、国民は行動的で武

38 Ibid., chap. XXXVIII, p. 91.

39 Ibid., chap. LV, p. 139.

40 Ibid., chap. LXI, p. 153.

41 Ibid., chap. XXXVIII, p. 92.

装した少数派に押しやられたのである」⁴²

シャトーブリアンの要求は具体的である。「国家の第一の地位を、正統王政の真の友に委ねなさい。フランスを救うためにそんなに多くの数があなたに必要だろうか。私は県ごとに七人だけを要求する。司祭、司令官、知事、国王代理人（検事）、凶悪犯裁判所長官 la cour prévôtale、憲兵隊司令官、そして国民衛兵司令官である」⁴³。この内、凶悪犯裁判所は、特別裁判所を禁止した憲章第 63 条の例外として認められたものであるが、1818 年に廃止され、従って、必要な人材は 6 名 × 85（県の数）で 510 名になるが、後にギゾーは、こんな少数で、と揶揄することになる⁴⁴。

『憲章による王政』は、最後には救いのための書物になる。ロマン主義文学の鼻祖であり、『キリスト教精髓』の著者であるシャトーブリアンの本領はここで十分に発揮される。フランスの国民性と歴史を尊重することを訴え、宗教の必要性を説く。これこそ、彼の考える「プブリシスト」の仕事であった。

「こうして私の仕事を終えるとなると、善良なフランス人の魂にあまりの苦しみを残すことになるだろう。そして作品は不完全で終わる。我々を脅かす危険を何の隠しだてもなく説明したのは、破滅の淵にいることに我々が目覚めることが必要であると思ったからである。私が恐怖に取りつかれ、それが生々しく根拠のあるものであるとしても、私にはこの恐怖と釣り合う希望がある。悪は強い。しかし、治療法は間違っていない。

私はこれまでの自分の著作の中で、疑いの心なしには何の主張も行わなかった。自分の人生で初めて、断定的な言葉であえて語ることにする」⁴⁵

42 Ibid., chap. LX, p. 150.

43 Ibid., chap. XCII, p. 272.

44 F. Guizot, Du système politique suivi par le ministère, par M. le vicomte de Chateaubriand, in Archives philosophiques, politiques et littéraires, janvier 1818, p. 283.

45 F. Chateaubriand, De la Monarchie, op.cit., chap. LXXXVII, p. 249.

「最初の社会は、利害と情熱で結びついた人間の参加によって作り上げられた。しかし彼らの間で、いつの日か、宗教、道徳、正義が打ち立てられなければ、それは維持されなかった。

いかなる革命も、人間社会すべてのこの三つの基本原理に立ち戻るものでなければ、終わることがない。

いかなる政治的变化も、その人々が引き継いだ古い政治的秩序に基づくことなくして、より安定したものにすることはできない。

王がローマを去った時、ローマにはほとんど何の変化も起きなかった。何よりも神が首都に残っていたからである。

チャールズ2世が王位に登った時、宗教はその力、豊かさ、栄光を取り戻す。何人かの罪人を罰し、何人かの心弱き人を遠ざけた。議会はかつて獲得した政治的権利を守った。そして、残りはそれぞれの流れを取り戻し、かつての習俗と共に進んだ。

我々が行おうとしなかったことがこれである。正統な王朝が何故、新たな不幸によって脅かされているのか、その理由がここにある」⁴⁶

「可能な限り、古いフランスの制度と記憶を新しいフランスの中に混ぜ合わせるべきである。それを分離することなく、革命的利害の生贄に捧げるのではなく。

宗教に基づく代表政体を打ち立てなければならない。宗教を国家の中の孤立した柱のように放置することなく。

私は憲章すべてを受け入れると言ってきた。自由のすべて、時間と共に生まれてくる制度のすべて、習俗の変化と光明の進歩すべてを受け入れる。ただし、かつての王政で滅びなかった部分、宗教、正義、道徳と"共に"。そして特に、我々の不幸の原因となった、あまりに知られた人たちを"抜きに"して」⁴⁷

『憲章による王政』は間違いなく政治論であり、憲法論である。そしてモンテスキューやルソーの著作を「憲法学」と呼ぶのであれば、これもまた「憲法学」である。教育的価値を学問の要素とするなら、この書物は『法の精神』や『社会契約論』よりもその側面は強い。シャトーブリアン

46 Ibid., chap. LXXXVIII, pp. 251-252.

47 Ibid., chap. LXXXIX, pp. 253-254.

は未来の国家人を名宛人にしてこの本を書き、彼らが学ぶことを願っている。でも、彼が憲法学者の列に加えられることはないし、その必要もない。では、憲法学講座の生みの親であるギゾーはどうなるのか。彼は憲法学が「真の学問」であることを志向し、自らでそれに携わることになる。ギゾーの話に移るのだが、その前に、この章を『憲章による王政』の最後の言葉で締めることにする。

「私の仕事は終わった。こんなに高くついた作品を私は書いたことがなかった。しばしば筆が私の手から滑り落ちた。意気消沈し、弱気になり、時には原稿を火の中に投げ捨てたくなかった。この作品の結果が私にとってどんなものであろうと、私の人生の好ましい行いの一つに数えることであろう」⁴⁸

48 Ibid., chap. XCII, pp. 278-279. 『憲章による王政』は、その追記が宰相リシュリューと警察大臣ドカーズの怒りを買って、原稿が押収されるという事件を引き起こした。最終的には、裁判所の判断で原稿を取り戻すことができたが、その過程で、シャトーブリアンは、警察政策に関して国王がこの著作に不満があることを知らされている。(F. Chateaubriand, *Mémoires op.cit.*, t.III, p.29-30.)

4. 復古王政期のギゾー

1816年、ギゾーは『代表政体とフランスの現状について』と題する冊子を刊行する。これが彼にとって最初の政論の出版である¹。この冊子が、シャトーブリアンの『憲章による王政』に述べたものなのか、あるいは逆にシャトーブリアンの方がギゾーに反論したものなのか、作成時期の微妙な前後の不明さもあって、研究者の間で見解が違いますが²、内容としては、明確に相対している³。ギゾーにとって、敵が平和条約であるはずの憲章の中に「戦いを始めるための武器を探しにでかけた」のであり、それは「憲章そのものが戦いの場になった」ことを意味した⁴。

この時、ギゾーはまだ20代ではあるが、既に名の通った人物であった。1812年、25歳でソルボンヌの最初の近代史教授になり（異例に若く、学位もなく経験もなく、歴史との関わりはギボンの『ローマ帝国衰亡史』仏訳書に注記を書きただけであった）⁵、第一次王政復古で内務省の官吏とし

-
- 1 Laurent Theis, François Guizot, Paris, 2008, p. 18. その前に、アンシヨンの主権論を翻訳し、その注記という形で原理的な見解を述べている。(Frédéric Ancillon, De la souveraineté, et des formes de gouvernement, Paris, 1816.) 翻訳の注記という形は「まだ自分の翼で飛び勇気がなかった」からとされる。(Charles-H. Pouthas, Guizot pendant la Restauration, Paris, 1923, p. 129.)
 - 2 ギゾーがシャトーブリアンに反論したとするのが、G.de Broglie, op.cit., p. 62であり、逆に、シャトーブリアンがギゾーに反論したとするのは、P. Bastid, op.cit., p. 172である。ギゾーの『政体論』について、原著の序文では1816年11月になっているが、論集になると7月になり、シャトーブリアンの『墓の彼方からの回想』によると、『憲章による王政』は1816年7月8日執筆、9月印刷とあり、実に微妙な前後関係になる。
 - 3 個人を攻撃するものではないと始めに断っておきながら、ヴィトロルの著作は挙げている。(F. Guizot, Du gouvernement représentatif et de l'état actuel de la France, Paris, 1816, p. 11.) そうなると、攻撃しない個人が別になることになる。更に「憲章による王政」と題された章がある。(Ibid., p. 21.) シャトーブリアンに対するギゾーの反論のように思えるのだが。
 - 4 Ibid., p. 8.
 - 5 G.de Broglie, op.cit., pp. 40-41. ソルボンヌの歴史学講座を二つに分け、近代史講座に補助教授であったギゾーが就任した。補助教授に任命される理由について、「カトリック信者の中では、宗教離れの毒素が蔓延していて、キリスト

て政府に加わり、百日天下の時には、亡命中のルイ 18 世の連絡役を務めている。第二次王政復古以後は、政府の一員として積極的に仕事をしている。政治的には、1817 年以降、「純理派 *doctrinaires*」と呼ばれる影響力のある小さな集団のメンバーとなり、ユルトラに対抗する立憲王党派、自由派として、知的かつ政治的に時代を導く存在になろうとしていた。

シャトーブリアンはギゾーの憧れの人物であった。「法学に嫌気がさして」パリ法科大学を 1 年足らずで退学し、文学を志したギゾーはシャトーブリアンを讃美し、1808 年には名前を出さずに彼に賛辞の詩を送り、返事を受け取っている⁶。しかし 1815 年、国王亡命先のガンで共に過ごした日には、「初期の付き合いが好意的であったにも拘らず、この頃、既に彼とはごく冷やかな関係⁷」であったという。ガンでは、シャトーブリアンもギゾーも、憲章に対して批判的な空気の中で過ごしている⁸。

・ 憲章による王政をギゾーはどう描いたのか。先ず、国王の名において内閣が統治するという考えを取らない。「欲し、行動するのは国王であり、唯一欲する権利を有し、行動する権力を有するのも国王である。大臣は彼らの意思を明瞭なものにする任を負っているだけである」「国王に意思がなければ、彼らは無であり、何もなすことができない⁹」。国王は自分の

教徒で、本物の有能な擁護者を我々の宗派、プロテスタントに探さざるを得なくなっている」と、大学長が語ったと伝えられる。ギゾーはプロテスタントである。ギゾー自身も不安であったようで、「語らなければならぬことを考えると怖くなって来る。私は歴史が好きで、勉強もしてきたが、それを悪魔に売り渡すような気がする」と語ったという。

6 Ibid., pp. 24-25. ギゾーはその手紙に感動し、出版しようとしたが、母親から金銭的理由で止められた。何らかの仲介人がいて、返事もそのルートで帰ってきたようである。返事はギゾーの古文書として保管されている。

7 F. Guizot, *Mémoires*, op.cit., t. I, p. 77. シャトーブリアンの回想では、ガンでの時期、ギゾーは一箇所だけに登場する。白身魚の夕食の話である。(F. Chateaubriand, *Mémoires*, op.cit., t. I, p. 934.)

8 F. Guizot, *Mémoires*, op.cit., t. I, p. 73. F. Chateaubriand, *Mémoires*, op.cit., t. I, p. 939 et 953.

9 F. Guizot, *Du gouvernement représentatif*, op.cit., p. 39.

権力の現実と広がりを知り、同様に、その義務と限界を知り、実際に権力を行使しなければならない。「代表政体の本性は、君主が無為で、アジアの君主のようであることを求めない」¹⁰。国王は不可侵であるが、不可侵であることと無謬であることは違う。国王も誤ることがある。その時に責任を取るのが内閣なのである¹¹。

ギゾーは権力の均衡と分立を批判する。対等で、分離し、独立した様々な権力があり、それが協働するということは有り得ない。そこには永遠の敵対関係が存在するだけであり、その内の一つに優越的地位を与えると、それは新しい種類の戦いの始まりと忌まわしい結果を生むだけである¹²。権力は集中されなければならない。

そして、議会多数派が内閣を動かすという考えも取らない。そもそも、ギゾーは議会主義を掲げない。確かに、フランスには議会が絶対君主に対抗した歴史があるが、「三部会は歴史の記憶の中のみ存在」し、「高等法院の役割は抵抗のみ」であった¹³。革命期、議会が政府に与えた影響は「自由への攻撃」だけであり、議員の役割は「政府に依存しないこと、反対すること」だけであった¹⁴。そして、強い政府の下では「卑屈な無為」に追いやられる¹⁵。そんな議会で多数であろうが少数であろうが、大したことではない。「多数派とは不確実で儂い数のことに過ぎない。獲得し、失い、また見出すだけのことである」¹⁶。だから、議会の背後に世論があることに気を止めない。そもそも「選挙の権力を正統とする考え方は人民主権」であり、これに基づく代表政体は、専制主義と共和主義と同じであり、一方は憲章の破壊、他方は王政の廃止を導く¹⁷。

10 Ibid., p. 34.

11 Ibid., p. 36.

12 Ibid., pp. 27-28.

13 Ibid., p. 53.

14 Ibid., p. 54.

15 Ibid., p. 55.

16 Ibid., pp. 41-42.

17 Ibid., pp. 21-23.

同じ憲章による政体を論じながら、シャトーブリアンとギゾーの違いは際立っているように見える。一方は議会中心で、他方は王権中心である。そしてここに、ユルトラが王権の恣意を抑え、「自らの意図に反して」「議会制樹立の歴史的役割」¹⁸を果たす一方、自由派が議会の権利を抑え、国王の特権を擁護するという復古王政期のパラドックスがある¹⁹。明らかに、憲法の磁場が乱れている。

ただギゾーには、やや間を置いた 1818 年 1 月、『憲章による王政』を直接に名指しして論評した雑誌記事がある²⁰。極めて戦闘的な『代表政体論』をこの雑誌記事で補うと、少し違った面が見えてくる。ギゾーの批判は、シャトーブリアンが制度論ではなく、人間論に偏っている点にある。誰が権力の座にあるかにこだわること、真の王党派はユルトラだけであるとし、「置くべき人」と「排除すべき人」、「採るべき人」と「辞めさせる人」の見極めにこだわること、平等な人材登用に反対することである。ギゾーの言い分は「人と物は絶えず変化する」であった²¹。国家はこの不確かな要素に動かされるのではなく、制度として自律しなければならず、確かなものにならなければならない。内閣が国王に代わって統治し、議会が世論に従って動くことをギゾーが批判する理由はここにある。これだと「国王と世論が同じ運命ものになる。共に、神聖で、不可侵で、目に見えないものになる」からである²²。シャトーブリアンについてはこう言い放つ。「望みは権力の座に就くことなのだ」²³。シャトーブリアンは文学者として得られ

18 中木康夫、前掲書、43 頁。

19 P. Rosanvallon, *La monarchie*, op.cit., p. 81.

20 F. Guizot, *Du système politique*, op.cit., pp. 278-296. この雑誌は 1817 年 7 月から 1818 年 12 月まで存在し、ロワイエ・コラルとギゾーが編集にあっている。この雑誌の記事には基本的に執筆者の署名がないのだが、この記事はギゾーの手によるものと推定されている。表題には出てこないのだが、ギゾーは『憲章による王政』に絞って論を進めている。シャトーブリアンの著作は明白に一つの目的に集中しており、「最近の成功した書物」だけで彼の主張を論じることができるとする。

21 *Ibid.*, p. 279.

22 F. Guizot, *Du gouvernement représentatif*, op.cit., p. 16.

23 F. Guizot, *Du système politique*, op.cit., p. 289.

同じものを政治に求めている。成功と名声である。ギゾーたち純理派は、この伝統的な知識人のスタイルを批判する。彼らは革命後期のイデオログのように、あらゆる局面で「師 maitre」であることを理想とした²⁴。

1820年2月、ブルボン家が断絶を免れるための唯一の希望であったベリー公の暗殺事件による政変で、ギゾーは政府から離れ、その年の12月、ソルボンヌでの公開講義を再開した（1822年10月12日に強制的に中断。この処置はフランス修道会が公教育の実権を握ったことによる）²⁵。この2年間の講義の一部は、1823年、『フランス史試論』として出版され²⁶、更にその全体は、聴講者のノートをギゾー本人が校閲し、『ヨーロッパにおける代表政体の歴史』（全2巻、1851年）として出版された²⁷。最初の年は、4世紀のアングロサクソンに始まり、カロリング朝にヴィシゴートと、フランスとスペインの政治制度を追い、最後にはサヴィニエの『中世ローマ法史』が紹介される。2年目は、専らイギリスの歴史であり、ウィリアム1世に始まる憲章の歴史と議会制度の歴史が語られる。議会に席を持たない彼にとって、そこが貴重な演壇となるのだが、ギゾーが持つ多くの面の一つ、「歴史学」という面、そして「教授」という面をここに見ることができる。

更にこの時期、この教壇からの発信と並んで、後に政治論集としてまとめられ、あるいは何度も再版されることになる政治的書物を時宜に合わせて精力的に書いている。1820年9月、4年前の『代表政体論』に続く時事的著作である『復古王政期のフランス政体と現在の政府について』を刊行

24 P. Rosanvallon, *Le moment Guizot*, Paris, 1985, pp.153-154.

25 Ch.-H. Pouthas, *op.cit.*, p.326.

26 F. Guizot, *Essais sur l'histoire de France*, Paris, 1823. 後にギゾーの代表作になる二つの『文明史』に比べると、『代表政体史』も『試論』も政治的色彩が強く、歴史学としては未熟という評価がある。(Ch.-H. Pouthas, *op.cit.*, p.329.)

27 Ch.-H. Pouthas, *Essai critique sur les sources et la bibliographie de Guizot*, Paris; 1923, p. 3.

する。前作について、相手の「仮面をはがす」ことによって反撃しようとしたが、国民の利害意識と情熱が掻き立てられている時には、「どんなに巧みであろうと、思弁的な議論は贅沢な戦い」に過ぎず、「実際の出来事に影響を与えることはできない」と後に回想しているが²⁸、その言葉通り、この著作では原理的な主張が弱く、政治評論の要素が強くなっている。そして思惑通りに、シャトーブリアンの『憲章による王政』以来の反響を呼んだのである²⁹。憲章については、「すべての党派が、政府自身も含めて、日々何と憲章を称賛することか。憲章はフランスの望みを実現したと言い、1789年に求められたものすべてを与えたと言う。すべての党派がそれを繰り返すので、本当かどうか疑わしくなってくる」。ギゾーは「フランスは憲章しか望んでいない」という政治的枕詞を何度も挙げ、皮肉をこめてイタリックで書いている。ただ、彼は自問する。「憲章は曖昧な言葉」に過ぎないのだろうか³⁰。更にこの書物では、後述する「理性の主権」論が姿を現している。

1821年2月には、政治と司法の分離の問題を論じると共に、政府を激しく糾弾する『陰謀と政治裁判について』を出す³¹。それは前年の8月、二人の学生がナポレオン主義の陰謀の罪で逮捕され、彼自身も共犯の疑いをかけられるという事件があったからである。同じ年の10月、『フランスの現状における、政府の手段と反対派の手段について』を刊行する。これは3ヶ月かけて書きあげられ、「フランスの政治文献の傑作の一つ」と評される著作になる³²。この中で、ギゾーは政府に対し、正統であり合法であることを求め、そして事なかれ主義を排して、効果的に政治を行うことを何よりも求めている³³。彼は少し苛立っているように見える。「征服する

28 F. Guizot, *Mémoires*, op.cit., t. I, p. 118.

29 G. de Broglie, op.cit., p. 80.

30 F. Guizot, *Du gouvernement de la France depuis la Restauration et du ministère actuel*, Paris, 1820, pp. 140-141.

31 F. Guizot, *Des conspirations et de la justice politique*, Paris, 1821.

32 G. de Broglie, op.cit., p. 83.

33 F. Guizot, *Des moyens de gouvernement et d'opposition dans l'état actuel de*

ために攻撃的であった利害が、今や防御的になっている。何故なら、事実上も、法的にも獲得したからである。憲章はこの利害が最も強いと見なし、それらを正統であると認めた」。その一方で、革命前の状態へ戻そうとする反動の動きに対し、憲章の脆弱性を強く意識するようになっていく。「憲章が、嘘ではないとしても、単に妄想に過ぎないということなのだろうか。憲章は自分が語ったことを望みながら、望んだことを実現できないでいるということなのだろうか。最も傲慢なアンシャン・レジームの支持者はそう言い張る。彼らは憲章そのものの正しさを否定する。憲章が革命の利害を承認し、裁可したことは確かに認めるが、そもそも、その利害には始めから正当性などなく、本性からしてもそうであり、正当性を付与することは出来なかったのだと主張する。これらの人の目には、いまだアンシャン・レジームは正しいものと写っている。革命、憲章、これらはすべて、服従を命じることはできても、敬われることを望めない一つの事実で過ぎないのである」³⁴。

1年前は、「曖昧な言葉」であった憲章が、「嘘」と「妄想」と表現されるまでになっている。そして、自分たちの行うべきことを要約する。「我々は遺産をかき集めなければならないが、それは新たに豊かにするためであって、そこにまだ残っているものを落穂拾いするためではない。ルソーは神権と特権を激しく揺さぶったが、自由を基礎づける原理は何も知らなかった。立憲体制の友が集まるのは、『社会契約論』の周りにではない。ヴォルテールは狂信と不寛容に荒々しい打撃を与えた。しかし今日、良心の自由を希求し、思想の権利を尊重する人間は誰もヴォルテールを指導者とは思わない。立憲議会は極めて偉大で有用なことを行ったが、代表政体の支持者は誰もこの議会を導き手として受け入れず、その足跡に従おうとはしない」³⁵。その周囲に集まるべき新しい場所、新しい指導者、新しい導き手、

la France, Paris, 1821, p. 45.

34 Ibid., p. 138.

35 Ibid., p. 230.

ギゾーはそれを作り、それになろうというのであろうか。そして翌 1822 年 6 月、ギゾーと親密なブローイ公爵が庇護していたトゥーロンの反乱指導者ヴァレの処刑を回避させるために、世論に訴える『政治的事件における死刑について』を出す。政治的事件での死刑について「我々はフィリップ尊厳王の時代に生きているのではない。我々には政府と法律がある」とその時代錯誤を説き、死刑一般の有効性にも疑問を呈しているが³⁶、彼は社会の大衆化と非人格化を見ている。一人の人間を処刑しても党派が消えるわけではない。名前を持たない人たちが社会を作っているからである³⁷。

1816 年、『代表政体論』を出した時、ギゾーは「代表政体の本性について、憲章について、1815 年の議会について、フランスの現状について」書こうと思ったが、この作業はその広がりからして、小さな分量に収め、短い時間で終わらせることのできないものであることに気づいたという。そこで彼は迷う。「冊子にしかないものを本にするのか、本という形にすべきものを冊子に短縮するのか」³⁸。この区分からすれば、冊子にしたもの、それが 1816 年から 1822 年までに出された政論である。そして、1821 年の『政府と反対派の手段について』の序文では、この著作で扱う権力機構の現状に関しては、状況が変わらない限り立ち戻ることはないが、現実の政治に無関係だとしても「立憲的政体の本性と原理、より一般的な問題、必要に迫られている利害関係の本性と原理に関して、向き合うことになる」と告げている³⁹。これこそが冊子ではなく本にするべきものになるが、実は、ギゾーは 1816 年頃から、憲章と政治哲学に関する著作をまとめるという大きな構想を抱いており、この序文によって、それを持ち続けていたことが分かる⁴⁰。

36 F. Guizot, De la peine de mort en matière politique, Paris, 1822, p. 107. ヴァレの死刑は執行された。

37 P. Rosanvallon, Le moment, op.cit., p.39.

38 F. Guizot, Du gouvernement représentatif, op.cit., préface, p. V.

39 F. Guizot, Des moyens, op.cit., p. 36.

40 ギゾーは 1822 年 3 月のバラントへの手紙で「代表政体の原理と政治に関する

そして、実際にその構想を実現すべく作業を進めていた。結果的には1823年の初め頃に中断され、結実することはなかったのだが、それでも未刊の原稿が残された⁴¹。その内、1821年から取り掛かったとされる政治哲学の部分は、1985年に「政治哲学・主権論」と題して活字化された⁴²。しかし、憲章に関する部分は、手稿のままフランス国立古文書館に残されている⁴³。これは日付がなく、推定するしかないのだが、使われている文献から、早くても1819年、それ以降のものであり、ギゾーが30代の初めの頃であった。そして、この未完の構想は、その断片が歴史学の業績の中に使われることはあっても、本体の仕事は「ギゾーがその人のために憲法学講座を作ったロッシに委ねられる」⁴⁴のである。この手書きノートが複製されて今、私の手元にある。フランスで最初の憲法学講座を設けた公教育相が、自分でその学問に取り組み、文字に残したのである。

大きな仕事」を計画していると告げ、8月には、ずっと前に始めた「政治哲学の原理」を再開したこと、一つには、代表政体の哲学を、その起源に遡って探求すること、もう一つは、イギリスにおける歴史を書き、事実としてのその発展を説明することを考え、「私は今それに専念している」と伝えている。(P. Rosanvallon, *Avertissement*, op.cit., pp. 315-316.)

41 Ch.-H. Pouthas, *Essai critique*, op.cit., p. 34.

42 P. Rosanvallon, *Philosophie politique: de la souveraineté* in F. Guizot, *Histoire de la civilisation*, op.cit., pp. 319-389.

43 ギゾーは何故この仕事を中断したのか。時間がなかった訳ではない。10巻に及ぶ歴史書を仕上げているのであり、多くの史料集の編纂にも携わっている。考え方が変化したとは考えられない。一貫性と頑固さが彼の特徴である。ロザンヴァロンは、書くことではなく、実際に動かすことのできた立場がそうさせたのだらうと推測する。学者だとか、政治家だとか、知性の住み分けはまだない。どれも「作品に仕上げること *mise en oeuvre*」なのである。(P. Rosanvallon, *Le moment*, op.cit., p. 31.)

44 P. Rosanvallon, *Avertissement*, op.cit., p. 316.

5. ギゾーの憲章解説

ギゾーの手稿ノートは全部で47枚、その内3枚は裏面も使用しているので、50頁ある。先ず、憲章を二つの部分に分けて考える。一つが「過去との和解」であり、もう一つは「未来の政体の基礎と形態」である。「過去との和解」とは、シャトーブリアンにも登場する言葉であり、少なくとも、この点で二人は似ているという評価もある¹。そして、この「過去との和解」に関する部分について、具体的には以下の条文が列挙されている。第9条（財産の不可侵）、第11条（過去の意見表明詮索の禁止）、第58条（裁判官の非罷免性）、第59条（現在ある法廷の存続）、第60条（商事裁判官制度の保持）、第61条（治安裁判所の保持と治安判事の非罷免性）、第62条（自然の判事から免れないこと）、第63条（特別裁判所の禁止）。要するに、国有財産取得者の権利保証と、過去の免罪を保証する裁判制度の安定性ということになるが、1816年の『政体論』では、この和解がより原理的に述べられる。憲章は「革命を生み出した "精神的" 利害」との和解であると共に、「革命が作り出した "物的" 利害」との和解でもある。憲章は革命の結果だけでなく、革命の原因をも正当なものと認めたのである。「原因と結果は共に、力強く、分け難く、不滅」だからである²。要するに、革命の時代の容認であり、この点では同じ「和解」と言いながら、シャトーブリアンとは完全に異なる。もっとも、憲章を「和解の法典」と呼ぶのと同じく、ナポレオンの民法典もまた「妥協の作品」であり、「成文法と慣習法の和解」の法典と語られるのである³。「和解」は時代精神であり、流行言葉でもあった。ノートには、憲章は「革命を終わらせる」という言葉もあるが、これもこの時代の常套句であった。

1 P. Rosanvallon, *La monarchie*, op.cit., p. 83.

2 F. Guizot, *Du gouvernement représentatif*, op.cit., p. 66.

3 J.-L. Halpérin, *Histoire du droit privé français depuis 1804*, Paris, 1996, p. 21.

． 2 頁目から 4 頁目まで、後に訳出する「フランス人の公的権利」に関する覚書があり、次の 9 頁は、憲章の逐条評価である。憲法学講座創設にあたってギゾーが語る「解説され、注釈される」という操作の原初的な形が見える。そこでは、条文すべてがそのまま転写され、内容が数語で要約されている。ほとんどの条文に、ギゾーの評価なり感想が記載されており、単なる要約だけの条文を除けば、その条文と主なコメントは以下の通りである。

第一章（フランス人の公的権利）「権利」の理念を説明すること。一般的な観念と戦い、それを正すこと。「自然的権利」と「公的権利」を区別すること。道徳的法律と政治的法律の結合。権利宣言のすべての理念を批判すること。その源と危険性を説明すること。

第 3 条（公職への平等）この正しさと利点。現在におけるその特別な重要性。

第 4 条（個人的自由・法律に基づく逮捕）不十分な保証。

第 5 条（信仰の自由）真の寛容とは何か。この問題に関する我々の習俗の不確かさ。

第 6 条（カトリックの国教指定）至上権者がカトリックであることの必要性。

第 7 条（キリスト教司祭への年棒）賢明さ。

第 8 条（表現の自由）刑法典の不完全さと誤り。

第 9 条（財産権・国家没収財産の不可侵）この条文の必要性。

第 10 条（財産権の犠牲と事前補償）問題点。民法典。

第 11 条（過去の忘却）この規定の賢明さ。

第二章（国王の政府の形態）立憲王政に関する幾つかの考察。何故そう呼ばれるのか。国王の政府であること。

第 17、19、20、21 条（法律の発議と討論）権力の混交。事実と原理によって証明されたその絶対的必要性

第 18 条（法律の審議）公開の討論。多数派とは何か。多数派と内閣。

第 22 条（国王の裁可）立法事項。民法典。

第 23 条（王室費）この増大にイギリス人が感じている恐れ。

第三章（貴族院）フランスのかつての貴族。現在の貴族とはまったく異なる。イギリスの貴族。政治的貴族として、政治的権力として考えられる現在の貴族。

第 28 条（貴族院の権限）奇妙。緩和権力として貴族院を理解する誤った考え。

論 説

第 30、31 条（貴族院と王家）貴族院に王家の人間が出席することの利点。

第 32 条（貴族院の非公開）動機に欠けるように思われる。

第 33 条（貴族院の裁判権）封建時代の名残であること。それ自体は依然正しい。
第四章（代議院）代表システム。国民代表とは何か。民主的権力。すべての理論の空虚さ。

第 36 条（代議員数）いかなる重要性。利点と不都合さ。

第 37 条（代議員の改選）特殊な問題に与えられた過度の重要性による結果。

第 38、39 条（代議員の被選挙権）悪しき条件、その理由。

第 46 条（法律への修正権）この条文が実施されないようにする規則の欠陥。

第 49 条（地租と間接税）間接税のあまりに大きな可動性。単一課税の理論。

第五章（大臣）国王に対する大臣の立場。議院に対する立場。この問題に関する不条理な理論。

第 54 条（大臣と議院）その一体化について。すべてがこれを推進させる。

第 55、56 条（大臣責任）これを扱う諸法律の不十分さ。

第六章（司法秩序）司法府であると同時に政治団体でもあった高等法院の記憶によって、いかに我々の考え方が誤りに導かれたか。

第 59 条（現存の裁判所の維持）その数は多すぎないか。

第 60 条（商事裁判所）商事裁判所の有用性。

第 61 条（治安裁判所）治安判事の有用性。

第 62 条（自然なる裁判官）不可欠。かつての事物の状態。

第 63 条（凶悪犯裁判所）その歴史。その弊害。

第 64 条（刑事裁判の公開性）予見される危険。

第 65 条（陪審制）素晴らしい制度。

第 67 条（恩赦）法律の不完全さ。

第 68 条（諸法律の存続）立法の巧妙さについて。我々の様々な法典。

．この一覧の後、残りはすべて条文の解説である。解説されているのは、経過規定 2 条を合わせて全 76 条中、31 条であり、最長が第 54 条に関するもので、1 頁ほぼ 55 行前後で 5 頁ある。最短は第 10 条と第 71 条（以前の貴族身分）の 3 行である。

解説の手法は、ほぼ二種類である。一つがモンテスキュー『法の精神』の引用であり、もう一つがイギリス史の参照である。『法の精神』につい

て、そのまま本文を引用する場合もあれば、該当箇所を示すだけの場合もある。そして短いコメントを付ける。イギリス史について、主な典拠は『クラレンドン回想録 Clarend's life』⁴ と、『コベット議会史 Cobett's Parliamentary History』である。

モンテスキューの『法の精神』は現在でも、法の歴史、法の比較、法の社会学、そして法の解釈を学ぶに欠かせない古典である⁵。しかし復古王政期、古典として敬われるには生々しすぎる歴史があった。フランス革命での『法の精神』の役割は一樣ではない。国王の拒否権と二院制のために用いられたという意味では、革命のプレーキ役であり、他方、マラーはモンテスキューを称賛し、ロベスピエールは共和国の徳を論じるにあたって、『法の精神』を一字一句借用した⁶。その一方で、人権宣言に挙げられた「権力分立」はモンテスキューの説とは言い難いものであった。ただ、教材としては安定している。中央学校の「法制」講義で用いられた読本の筆頭は『法の精神』であった⁷。要するに、ルソーが破壊し、モンテスキューが建設したと言われるような単純なことではなかった。

復古王政期、18世紀の思想は一括して否定されようとしていた。「ヴォルテールが悪い C'est la faute à Voltaire」が決まり文句であった⁸。モンテスキューもそれから外れるものではない。1820年、「今日でもなお、多くの人に、モンテスキューが国民公会の残虐さには無実であることを説得

4 『クラレンドン回想録』はイギリス革命史に関するギゾーの史料集成(1823-1824)の中で、「Mémoires de Clarendon」として仏訳された。ノートでは書名は英語表記であり、この仏訳が出される前に書かれたものと思われる。

5 フランス革命の憲法議論はモンテスキューの存在が支配し、ナポレオンの法典編纂に関する論議でもそうであり、ポルタリスもサヴィニーもモンテスキューを使ったと説明される。(Olivier Cayla et J.-L. Halpérin (dir.), Dictionnaire des grandes oeuvres juridiques, Paris, 2008, pp.423-424.)

6 フランソワ・フュレ、オナ・モズーフ、前掲書、2巻、1157-1159頁。

7 J.-L. Halpérin, Une enquête, op.cit., p. 67.

8 P. Rosanvallon, Le moment, op.cit., p.145.

することに苦労する」とロッシは書いている⁹。ただ、『法の精神』の救済が始まっていた。1816年、ヴィルマンは「モンテスキュー賛辞」によってアカデミーの賞を受け、後に法史家レルミニエは「モンテスキュー論」でデビューしている。そして1819年、デステュット・ド・トラシー『モンテスキュー "法の精神" に関する注釈』が刊行された¹⁰。ギゾーは別の手稿でこの本を論じている¹¹。刊行の目的は、「この偉人本人のせいではなく、誤った理論の専制的支配に屈した時代のせいである幾つかの誤りを正し、この傑作を浄化すること」であった。モンテスキューは「司法官の法衣の下に、哲学者のマントをできる限り包み込み、彼に固有の鎖を払い除けて、いまだ臆病な観察者の精神に一つの印象を刷り込んだ」のである¹²。このコメンタールには、コンドルセの「法の精神第29章」の未刊の解説が付録として載せられている。最後の啓蒙思想家であり、ジロンド憲法の起草者であるコンドルセは『法の精神』の徹底した批判者である。モンテスキューの中庸の精神は、啓蒙思想の自然法思想とは両立せず、彼が論拠とした歴史的事実自体も多くを誤りとして非難する¹³。逆説的ではあるが、この付録は、モンテスキューを革命の汚名から救うためのものに思えてならない。

勿論、トラシーは無条件に『法の精神』を讃美しているわけではない。この書は「モンテスキューは、法律が事物の本性に由来する必然的諸関係

9 P. Rossi, De l'étude du droit, op.cit., p. 308.

10 この書物は1806年に出される予定であったが、ナポレオンの怒りに触れ出版できず、元アメリカ大統領のジェファーソンが編集責任者となって英訳され、アメリカでのカレッジでの教材として用いられたものである。従って、里帰りである。帝政期の1812年に仏訳が始められたとされるが、「注釈の著者」という表現はあるが、トラシーの名前がどこにも出てこない。

11 F. Guizot, Philosophie politique: de la souveraineté in Histoire de la civilisation en Europe, op.cit., p.334.

12 Avertissement de l'éditeur in Destutt de Tracy, Commentaire sur "l'Esprit des lois" de Montesquieu, Paris, 1819, p.vi.

13 例えば、十二表法における現行盗と非現行盗の扱いの違いをスパルタ起源とするモンテスキューに対して、コンドルセは無関係とする。Ibid., Observations de Condorcet sur le vingt-neuvième livre de l'Esprit des lois, p.449.

であるとするが、法律はそうではない¹⁴ から始まっている。ギゾーも同様である。第 10 条（事前の補償を前提にしての財産権の犠牲）の注釈の中で、『法の精神』第 26 編 14 章を「優れた章」として挙げ、「自由の次元と、財産の次元の間に存在する相違について、見事に説明している」とする部分もあれば、権力分立を説いたとされ、最も有名な第 11 編 6 章「イギリス国家構造について」を「イギリスの政体の事実を理論に移し替えた」に過ぎないと語り（第 12 条の注釈）、「モンテスキューは自分の考えの射程をすべて知っているわけではなかった。しかし、支配者が自分に課した限界そのものから自分の権力を引き出すと述べる時、その考えには明確な射程がある」（第 74 条の注釈）と書いている。『法の精神』の使い方には、時代精神がきれいに反映されている。

ギゾーは『法の精神』を格言集のように使っている。この時期の著述に複数回使っているお気に入りのフレーズがある。「実定的な法律が命じたり、禁じたりすること以外には、正なるものも不正なるものも全く存在しないと云うのは、円を描かないうちは、すべての半径は等しくないと言ふようなものである」（第 1 編第 1 章）¹⁵ と、「自由な人間を常に見ていながら、しかも自分はそうはなれないということほど、動物の状態に近づかせるものはない」（第 15 編第 13 章）¹⁶ がそうである。

ギゾーのノートの第二の柱はイギリス史の参照である。特に、国王と政府、議会の関係について、フランスよりも 150 年ほど前になるが、同じく革命後の復古王政期における政治的実例の援用が中心になっている。人物としては、1660 年の王政復古後、チャールズ 2 世の宰相となり、1667 年まで国政を主導したクラレンドン伯爵が思い入れの対象になっている¹⁷。

14 Destutt de Tracy, Commentaire, op.cit., p.1.

15 ノート第 1 条解説と、F. Guizot, Du gouvernement de la France, op.cit., p.131.

16 ノート第 1 条解説と、F. Guizot, De la peine de mort, op.cit., p. 151.

17 フランソワ・ギゾー『ヨーロッパ文明史』（安土正夫訳、みすず書房、1987 年）、246 頁参照。

クロムウェルが登場するのは、議員の辞職と再選の否定を決めた 1644 年の「自己否定命令 self-denying ordinances」に関して、一度だけである。これは権力を議会からクロムウェルに移すものであり、議会と政府を分ける代表制理論と党派性の「大衆的狂気」として描かれている。1688 年の名誉革命については、その後のアン女王時代のトーリー党とホイッグ党について短く触れるだけで、直接的な言及はない。イギリス革命の大団円としてのこの革命に対して、正統王朝を戴くフランスでは当時、その曖昧さが歴史の評価を曇らせるものになっていた¹⁸。ギゾーの意識の中でも、この事件は重きをなさない。以下は、このノートの中で最も長いものになる第 54 条に関する解説であり、その前半部分を例示のために訳出したものである。

第 54 条「大臣は貴族院、あるいは代議院の議員たりうる。彼らはそれ以外にも、どちらの議院にも入ることができ、彼らが欲する時に、発言できなければならない」

この条文は、政府と議会を別個の存在とし、権力に対する権力として扱う考え方において起草されたものである。不条理な考え方であり、奇妙なことに、国王主権の支持者からも、人民主権の支持者からも同様に支持されている。代表政体の歴史は、この考え方に対する戦いの歴史にほかならない。国王主権の利益のために認識されるものに対しては勝利した。人民主権から引き出されるものに対して、それに勝利することが我々に残されている。

同じ考え方が長い間、イギリスを支配し、多数派の政府という考え方は、現在我々において理解されているよりも、17 世紀のイギリスでは更に一層、十分に理解されているわけではなかった。クラレンドンの「枢密院 Council Board」に関する考察を読むべきである。彼はそれを真の政府と考えており、議院の構成員がそれぞれ、枢密院に参加することを認められたが、彼らは「彼らが国王の大評議会と呼ぶ二つの議院、自らの賢明さに委ねられ、自らの賢明さによって導かれるこの会議が適当であると判断する事柄」を知る前に、自分の見解を説明することを拒んだ。それに

18 Colloque de la fondation Guizot-Val Richer, François Guizot et la culture politique de son temps, Paris, 1991, p.70.

対して彼は憤慨した。このことを知るべきである。（「この理屈は、ある者によって無意味に、かつ有害に用いられたが為に、ある者はいいい加減に、かつ愚かにもそれに従っている」）。この断片は、代表政体の歴史において主要なものである。

チャールズ2世の治下において、そしてクラレンドン自身の精神において、議院の多数派に政府が属し、その条件でなければ交替しないという考えが固まっていたのだが、この進歩ほど注目すべきものはない。王政復古後、チャールズ2世は政務があまりに難しく、自分の党派の議論に嫌気がさして、政務を嫌い、早々と自分の楽しみに専念するようになった。そして、クラレンドンは書いている。娯楽に走り、彼を最も楽しませる考えに専念することができるよう、国璽尚書と何人かの人物を指名した。最もいい加減で、喜んで彼に仕えるような議会のメンバーと関係を作り、しばしば話し合うことを命じた。議院で論じられていることがうまく行くように、速やかに進ませる手段を考え、それに一体となって協調するために。この日々の会議は、国王への奉仕に極めて有用なものになった（クラレンドンの歴史、第2巻、51頁）。クラレンドンは、数名の指導者によって会議が導かれ、議会が、いわば、彼らの下に入ることになる懐かしい日々を詳細に残している。議会の慣行の形成に関して、極めて興味深い詳論である。かくして、政府が国王から議会に移るのが分かり、大臣が議院の多数派の人間になるように努めるのが分かる。数年後（1665年）、1640年には、多数派による政府の理論を「馬鹿げた」「悪性の」と論じていた大臣たち、特にクラレンドンが、それを形の上では認め、国王の意思に対抗するために利用するのが分かる。枢密院では、カトリックに信仰の自由を認めるための法案を議会に提出すべきかどうかで激論が交わされた。クラレンドン卿とサザンプトン卿は、この法案がどちらの議院でも多数を得られないとして反対した。代表政体の精神が既に、かくも強いものになり、議院の大きな部分に支えられた大臣の立場は既にかくも強くなったので、クラレンドン卿、サザンプトン卿、二人共に大臣であったが、国王の評議会で法案を虚しく戦わせた後、国王が形式的に欠席するように、あるいは黙っているように彼らに要求したにも拘らず、貴族院で公開の内に議論した。しかしながら、二人共に、大臣であり続けた（クラレンドンの人生、3巻）。かくして、大臣は既に、国王の奉仕者、彼の意思の道具以上のものになっており、国民と議会において、何らかの世論の器官、何らかの党派の器官であった。この事実は、それが、ほとんど似たような代表政体の時代である現代において、新しくなった分だけ注目に値する。我々は、国王評議会の構成員が、同時に議院の構成員であり、彼らが認めなかった政府提案を公に戦うのを見た。政府はこの無秩序に対して抗議の声を上げた。政府は服従を要求したが、しかしながら、時宜を得

た議員が、議院の内外の強力な世論に支えられる度ごとに、政府は譲歩した。

多数派は、平等で独立していると自らを扱う自由な人間の集合によってのみ、議院の中に形成されることができる。その原理は、屈服や受動的な服従ではない。また、佞臣や下僕によってそれを形成しようとした時はいつも、それは失敗であった。宮廷と国王個人の介入はそこでは致命的である。何故なら、それは隷属を前提とするか、それを要求するからである。この点に関して、我々の目の前で起こったことは、イギリスにおいて、チャールズ2世の二番目の議会、特に1664年に起こったことを完全に確認する。王党派が議会を支配し、大臣たちは（クラレンドンとサザンプトン）は先ず議会と通じ合い、多数派と結んだ。しかし、クラレンドンは書いている。直ぐに「死去した構成員の席に、王家の奉仕人を多数選ばせる方法を見出した。その結果、国王は彼に身を捧げる票を多く持つことになった。かつては彼の奉仕にはほとんど有用ではなかったものである。この人たちは、議院の小部屋を抜け出した。それは頻繁に、国王に何が起きているかを教えるにいくためである。この議員は良い議員であるとか、あるいは、より価値のある議員を悪く言うためである。しばしば、国王は何人かの人物に対して好意的に振舞ったが、その時、彼らは、いかに国王が好まれているかをその人物に知らせること、あるいは国王のために、一度上げた手を下げるように伝えることの許しを国王に求めた。国王はいつもそれに同意し、彼の佞臣のそれぞれが、議会の何らかのメンバーの代弁者となり、やがて宮廷にその人物を連れて行った。国王は喜んで謁見することになる。かくして、国王がいるサロンは、いつも庶民院の議員たちで一杯になっていた。ある者が国王の手に接吻するために近づいた。国王は受け入れ、他の者にも許し、その忠誠に感謝の意を表した。ほとんど常に、何らかの一般的な恩寵の表現、あるいは約束で終わることになるのだが、貧しい紳士たちは、いつも自分のいいようにそれを解釈し、それから起こりうるものを期待した。これらすべての慣行は、確立された秩序と慣例に反するものであり、国王のために何の用にも立たず、そこにいた多くの人間を、彼に奉仕することのできない無能な人間にした。

この様に、議会の力を感じていたチャールズ2世の宮廷は、それを掴み取るうとした。しかし、議会の多数派を形成することができ、指導することができるのは、陰謀ではなく、隷従でもなかった。それは別の原理に基づいている（クラレンドンの人生、3巻）。

真の内閣を形成していた枢密院の権威が、議会の多数派による内閣の形成への過程を容易にした。枢密院のメンバーが全体としては国王の任命と、国王の意思によっていたにも拘らず、この会議は真の制度であり、合法的な権限を有し、ある点まで

は、国王自身の意思に抵抗することができた。議会の影響が増大した時、枢密院の権威は、議会とは無関係であるという点で失墜した。しかし、議会から出てくる別の枢密院のために、場所は準備されていた。

イギリスに対するギゾーの姿勢は、非常に分かりやすく変化している。先ず、後の回想録には、「時として私は、イギリスの例に倣ってフランスを型にはめようとしていると批判されたが、1815年、私はイギリスに何の関心もなく、その制度についても歴史についても真剣な勉強など何もしていなかった。フランス、その運命、その文明、その法律、その文学、その偉人たち、私の頭を一杯にしていたのはこれらであった」¹⁹とあり、1820年には、「我々は、17世紀のイギリスに対して、事実としての優位性を持っている。当時イギリスが求めていた制度と保証の大部分を我々は既に手にしているからである。憲章は、我々が必要とするほとんどすべての武器を一挙に与えてくれた。イギリス人はそれを二つか三つの革命を続けざまに起こしてようやく手に入れたのに対し」²⁰としている。ところが1822年8月、「私は一方で、代表政体の哲学を、その根本を探りながら述べること、もう一方で、イギリスにおけるその歴史を描き、事実としてのその発展を述べることを計画している」²¹となる。この二本立ての計画が手稿に反映され、憲章の解説にイギリスの歴史が使われることになるのだが、イギリスへの関心の転機は、『フランス史試論』として出版された、この時期のソルボンヌでの講義に見て取ることができる²²。事実、ギゾーも後に「イギリスの研究、その制度、それを確立するための長い戦いの研

19 F. Guizot, *Mémoires*, op.cit., t.I, p. 97.

20 F. Guizot, *Du gouvernement de la France*, op.cit., p. 218.

21 Olivier Lutaud, *Guizot historien, politique, écrivain devant les révolutions d'Angleterre*, in *Actes du colloque François Guizot*, Paris, 1976, p.239.

22 『フランス史試論』であるのに、6番目の試論は「イギリスにおける代表政体確立の原因」である。F. Guizot, *Essais sur l'histoire de France*, 5^e éd., Paris, 1841, pp.274-375.

究に真剣に打ち込んだのは、この時代であった」²³と回顧する。

ギゾーの歴史といえ、先ず、1828年のソルボンヌでの講義から生まれた『ヨーロッパ文明史』が挙げられる。この書は、福沢諭吉の『文明論之概略』に見られるように、明治期の日本に大きな影響を与えた世界的な歴史書になっている²⁴。そして1829年から1830年にかけての49回の講義から生まれた『フランス文明史』全5巻がある。しかし、ギゾーの歴史学の中心にあったのは、ヨーロッパ史の中で、フランス史ではなく、イギリス史であった²⁵。1823年から1825年にかけて、全25巻の『イギリス革命に関する覚書集成』が出され、1826年から1856年にかけて刊行された全6巻のイギリス革命史(1826-1827年『チャールズ2世、即位から死去までの歴史(1625-1649)』で最初の2巻、1854年『イギリス共和政とクロムウエルの歴史(1649-1658)』で次の2巻、1856年『クロムウエルの護民官政治とステュアート王朝の復位の歴史(1658-1660)』で最後の2巻)は再版を重ね、イギリス史の記念碑的業績になっている²⁶。1814年憲章に関するノートは、その原点になる。

ところで、この1820年代初めの変化の背後には、実はヨーロッパの知識社会全体の流れがある。現地のイギリスでは、1806年から1815年にかけて多くの歴史集成が出版され、フランスでは、オーギュスタン・ティエリが出て、近代歴史学の始まりとなる『ノルマン人によるイギリス征服の歴史』(1825年)を出版する。かくして、「ガンのルイ18世から市民王ルイ・フィリップに至るまで、イギリスは至る所に遍在した」のである²⁷。イギリス史は幅広く様々な知識の培養土になっていた。ギゾーの憲章解説に栄養分を提供するに、それは格好の素材であったろう。草創期の学問は

23 F. Guizot, *Mémoires*, op.cit., t. II, p.139.

24 丸山真男『"文明論の概略"を読む』(岩波新書、1986年)、下巻、参照。

25 Claude Mazauric, *François Guizot et la Révolution d'Angleterre*, in *Actes réunis par R. Chazuboredon, François Guizot (1787-1874). Passé-Present*, Paris, 2010, p. 270.

26 *Ibid.*, pp. 270-271.

27 O. Lutaud, op.cit., pp.242-243.

多くの道管を通して水分を吸収する。フランス憲法学はまさにその時代にあった。

『法の精神』とイギリス史を素材にして憲法論を書くこと、憲章解説のノートはそのための下書きである。憲章の条文そのものは存在感を伴ってギゾーの前にあるわけではない。「過去と和解」し、「未来の政体の基礎と形態」を定めるとは、まさに橋渡しであった。到達点では決してない。ギゾーはそれを「停止点」と表現する²⁸。1814年憲章は結果的に「停止点」たりえず、1830年憲章を待たなければならなかったのである。従って、憲法の原理は別の場所に探さなければならない。そして、この点にギゾーの困難があった。彼の憲法論は何らかの原理の肯定からではなく、憲法の柱となるはずの二つの観念の否定の上に築かれることになるからである。一つは「自然権」の否定であり、もう一つは「主権」の否定である。

人権をどう捉えるのか、ノートには以下のような記述がある(2頁 - 4頁)。

立憲議会は「人権宣言」を発表することによって、この権利が「自然権」であり、「時効にかからない権利」、社会すべてに先行し、すべての法律に上位し、すべての政体の原初的な基礎であり、絶対必要な条件であり、すべての人が要求し守ることができ、そうしなければならない神聖な所有物である、と宣言した。

「権利」の理念は、かくして社会の基礎として考えられ、定置された。そして、自然的であると呼ばれた権利の一覧が、絶対的で不易の法典として提示された。すべての政府がそれに従う義務を負い、すべての個人がその遵守を要求することができる法典である。

実のところ、人権宣言とは何か。それは幾人かの人間にとっての義務の法典であり、それを実行しない者に教え込まなければならない法典である。

実際、自分の権利を知っている人は、同胞たちの自分に対する義務を十分に教え

28 P. Rosanvallon, *Le moment*, op.cit., p. 289.

込まれた人である。かくして、人民に権利を教えることは、人民に国王の義務を教えることであり、至上権を保持する者にそれを語ることは、彼に人民の義務を教えることである。その結果、その双方が、自分の義務ではないことを知っていることになる。

自分自身では行うことができないが故に、それを義務として負うことはないが、しかしながら、それがなされることを望む者は、それに至るためにどうすればいいのか。それを得させることを義務として負っている者にそれを強制する以外に手段はない。

次の二枚の葉では、覚書のようにこう書いている。

18世紀と革命期に、「権利」の理念がどのように理解されたのか、説明すること。この理念がどのような影響を及ぼしたのか、その理解の仕方次第で、それがなしたに違いない悪をいくらかでも防ぐことができたはずであり、それがどうしてなのか、示すこと。

以下を明らかにして、その役割を証明すること。1. 「権利」という語の真の意味は何か。2. 「権利」の理念の起源は何か。3. 様々な権利と、権利の「理念」が社会の基礎ではないこと。4. 社会が義務の理念に基づいており、あるいは、そうなるように不断に向かってさえいること。

道徳と力について。

ここから、自然権は存在しないこと、公的権利は専ら、一部は道徳に、他の部分は公的利害に基づいていることを演繹すること。

最後に、以上から、「フランス人の公的権利」という表現で何を理解すべきか、明確に説明すること。

自分の権利を知ることは、他人の義務を知ることである。

この権利を行使することは、従って、他人に対して、自分の義務を果たすように強制することである。

権利の理念は、社会の原初的な基礎と考えられているが、力の行使による人間の交接を制限することである。

それは戦争状態である。個人の、あるいは個人同士の関係においてそれを証明すること。個人の社会に対する関係において。社会の、社会同士の関係において。

権利の相互性はその平等性のみを導き、他人の権利のための、個人の尊重を導く

ものではない。

原初的で、社会の基礎であると考えられる自然権の理念は、道徳的法から引き出される権利すべてを遠ざけるということ。

従って、自然権には、最も強い者の権利しか存在しないこと。ここから必然的に、社会において、専制主義と無政府状態が帰結される。

立場は明確である。ただ、「権利の理念」の否定について、「説明すべき」とされた論拠をギゾー本人が直接に述べることは以後もなかった。そして、彼の権利論は変化した。人権の中に「社会的権利」と「政治的権利」を分ける方向に向かい、「社会的権利」が平等で永遠の権利であることを認め、「政治的権利」は社会的権力の表現であり、可変的で不平等で、かつ限定的なものとされた²⁹。

しかし、「権利の理念」に代わる「義務の理念」という考え方には、「理性の主権」論の萌芽が見て取れる³⁰。理性という言葉は、往々にしてそれ以前の大きな権威を否定するために使われる。1793年の「理性の祭典」は脱キリスト教運動の象徴であり、神を否定する祭典であった。「理性の主権」はルソー的「人民主権」の否定であった。そして、主権概念そのものの否定でもあった。

・ 1820年の『王政復古以後のフランスの政府と現在の内閣』の中に、「理性の主権」論がある。「私は、人がほとんど常に考えるように、神権も人民主権も信じない。私はそこに、力の篡奪者しか見ることができない。私は理性の主権、法の主権を信じる。世界が探し、かつ常に探すことになる正統な主権はここにある。何故なら、理性、真理、正義はいかなる場所にも、完全で無謬なものとして存在するものではない。いかなる人間も、人間のいかなる連合も、それらを保持せず、隙間と限界なしに、それらを

29 Ibid., pp. 99-100.

30 Ch.-H. Pouthas, Guizot, op.cit., p. 142.

保持することはできない。最良の形の政府とは、この聖なる法律の支配の下に、我々をより確実に置く政府であり、より速やかにそこに向かわせる政府である³¹。1826年、ギゾーたち「純理派」に近い新聞「グローブ」紙は、この理論を「世紀の理論」と持ち上げた³²。この理論はギゾーのオリジナルではない。しかし、ソルボンヌの講義で語ることにより、この理論に最も大きな輝きを与えたのは彼であった³³。「理性の主権」論について、憲章解説のノートと同様に、ギゾーは詳細な原稿を残している。それによると、主権とは、人間が自分のために作った偶像であった。「人間は神を作ったように、自分の主人を作った。人間は神と同様に、地上に主権を置こうと試みた。自分たちを服従させる不変で確かな権利を有する権力が支配することを望んだ。人間は神を定めることには成功したが、限界なしに永遠に服従を定めることには成功しなかった」。そして、時として一人の人間に、また複数の人間に、一つの家族に、一つの身分に、そして人民全体にそれを与えたが、一旦与えても直ぐに取り戻すことを余儀なくされた。どこでも、誰にでも、完全な主人を見つけることはできなかったが、「探すことを止めず、最後まで見つけられると信じることを止めなかった」³⁴。

「理性の主権」論は、代表政体の本性を変える。代表政体は意思と利害の計算式であることを止め、社会に分散する理性を探り、それを抽出する問題になる。つまり、市民の「能力」が問題になり、制限選挙制を正当化する論理を提供した³⁵。

憲法論としては、「理性の主権」はシャトーブリアン的な関心である

31 F. Guizot, *Du gouvernement de la France*, op.cit., p.201.

32 *Le Globe*, le 25 novembre 1826, t. , p.235.

33 P. Rosanvallon, *Le moment*, op.cit., p. 87. ソルボンヌの哲学教師クザン、トラシー、コンスタンなど、時代を代表する人物が唱えている。ただ、人間には絶対的理性には到達できないとするクザンや、義務の理念から始めるギゾーと違い、コンスタンは個人に内在する権利を承認する。総論としての「理性の主権」には多様な各論が存在した。

34 F. Guizot, *Philosophie politique*, op.cit., pp. 319-320.

35 P. Rosanvallon, *Le moment*, op.cit., pp. 93-94.

「誰が権力を持っているのか」から離れることを意味する。実は、この点でギゾーは難所にさしかかる。主権を否定すること、そして先に見たように人権を否定すること、それは憲法を論じる足場を失うことを意味したのである。後にパリで憲法を講義するロッシは、「理性の主権」に与することなく、主権の問題を「巧みに隠して」³⁶、実証主義に逃げる。そして、彼が探しだし、講義で用いた原理は「法の下での平等（万人にとっての自由）」と「国民統一（国家の様々の部分の、単一で同一なものへの結合、物的道徳的な多くの要素の一つの目的への協働）」（ロッシの故郷イタリアの状況を想起されたい）の二つであった³⁷。憲法を論じるためには、掘って立つ価値を必要とするのである。

最後に、ギゾーの手稿ノートについて、他の場所での発言と食い違っていると指摘されていることを付記しておきたい。憲章第 14 条では「上級官吏の人事に対する議会の影響」を呼びかけ、第 54 条では「政府が議会の多数派に属する時、教義が進化する。これ以上に注目すべきことはない」とし、議会主義の立場を示している。概して、この時期、自由派の人々の公での発言と個人的な説話の矛盾は衝撃的でさえあると評されている³⁸。

36 J. Boudon, *op.cit.*, p.37.

37 P. Rossi, *Cours de droit constitutionnel, op.cit.*, p. LXXIII.

38 P. Rosanvallon, *La monarchie, op.cit.*, p. 83.

6. ランジュイネ『フランス国民の憲法』

シャトーブリアンの『憲章による王政』とギゾーの憲章解説手稿、共に復古王政期を代表する知性がどのように憲法を扱ったのかを見てきた。それは典型的には、文学者の憲法解釈、歴史家の憲法解釈である。ただ、文学者、歴史家という今様のカテゴリーが19世紀前期のフランスで適切かどうか、確かではない。要するに彼らは「プブリシスト」なのである。それに対し、「ジュリスコンスルト（法律家）」は明確な輪郭を持っている。共通の育成過程を経た職業が前提になる人々だからである。そして当然ながら、彼らの中からも憲法の解説が生まれてくる。最後に、それを紹介したいと思う。1819年に刊行されたジャン・ドゥニ・ランジュイネの『フランス国民の憲法』（全2巻）である。

ランジュイネは18才で弁護士になり、革命前の1775年、21才でレンヌ大学の教会法教授に就任している。革命期、主な舞台は政治の世界になるが、法律の世界、特に教育との繋がりを絶たなかった¹。テルミドール後、レンヌの中央学校で「法制」を教えている。そこでは「我が国の公法は、実務においては常に侵犯される単なる理論に過ぎず」、道徳を教える気にはならないので、専ら私法に専念したという²。中央学校で教えた雑多な教師の中で、彼は現在まで名を残す数少ない法律家の一人に挙げられ

-
- 1 革命期には、三部会の第三身分代議員となり、穏健派に属した。聖職者の財産没収、十分の一税廃止には反対したが、聖職者民事基本法の起草者の一人であった。国民公会議員となり、ジロンド派に近い立場にいたが、それと離れ、ルイ16世の裁判では反対に回っている。恐怖政治の時代、1793年に逮捕状が出されたが、レンヌに逃亡して難を逃れた。テルミドール後、国民公会に復帰、1795年憲法の起草に参加した。二院制、制限選挙制に彼の考えが反映されているとされる。ナポレオン時代には、帝国伯爵となり、優遇されるが、終身統領、皇帝位共に反対し、1814年、ナポレオン退位を決議した元老院の一員であった。復古王政では、国王処刑に反対したことにより、貴族院議員に指名され、1827年に死去している。
 - 2 J. Imbert, *op.cit.*, p. 49. 後に、1830年憲章の注釈を刊行するベリア・サン・プリモグルノーブル中央学校で同様であったという。法律家としての基本的な姿勢を見ることができる。

る³。1802年、中央学校が廃止され、2年後に法学校が復活するが、その間、パリで法律大学や法制アカデミーといった私立の学校が設立され、その法学教育の中心にランジュイネがいた。また、民法典編纂後の最初の時期を代表する民法学者トゥリエはレンヌの同胞であり、深く交わっている。そして復古王政期、彼は貴族院に入る。

かくして、憲法論出版時、彼の肩書きは「貴族院議員、レジオンドヌール三等勲章佩用者、フランス学士院会員」であった。

．管見の限りでは、ランジュイネの『フランス国民の憲法』は、「droit constitutionnel」という表現を使った最初の著作である。ただし、意味は分かれている。第1編の編題「Histoire abrégée du Droit constitutionnel français」では、成文、不文を問わない歴史的な憲法を指し⁴、第2編に登場する「droit publique constitutionnel」は「憲法的法律 lois constitutionnelles」が確立するもの、即ち、憲法秩序、内容としての憲法である⁵。その編の第4章にある「droit constitutionnel」は「憲法による権利」であり、政治的権利と公的権利を合わせた概念として用いられている。私的権利は、民法典など「二次的法律」によって定められ、この権利には含まれないとする⁶。要するに、「憲法学」として使われることはない。ただ、1834年の憲法学講座創設を経て、19世紀末のエスマンまで、「droit constitutionnel」が流れる水の微かな源流ではあることは確かである。

．ランジュイネは憲法に関わってきた。1795年憲法の起草に加わり、

3 彼とベリア・サン・ブリ以外には、ブルードン、ベルテロ、ベロ、コテル、ボンセ、アンリオン・ド・パンセが挙げられる。フィリップ・レミー『トゥリエ』（野上博義・金山直樹訳、法学志林第99巻第2号、2001年）、273頁。

4 Jean-Denis Lanjuinais, *Constitutions de la nation française*, Paris, 1819, t. 1, p.9.

5 *Ibid.*, p.102.

6 *Ibid.*, p.110.

王政復古後、新しい体制を定める最初の憲法、1814年4月6日の元老院憲法の起草にも関わっている⁷。イギリス的議院内閣制を志向したこの「優れた」⁸ 憲法は国王の拒否に会い、施行されることはなかったが、ランジュイネは1791年憲法の再来を思い、懐旧の情に浸っている。そして5年後、彼は憲法の著作を刊行する。直接の理由は、対仏同盟軍のフランス駐留が1818年に終了したことであった。「隣人に従属する人民、外国の軍隊の駐屯地になった国には、公的あるいは私的な自由も繁栄もありえない」。彼は愛国者である。憲章は彼にとっても「平和と和解」の保証であり、彼が代表政体の基本的な制度として挙げるのは、報道の自由と陪審制度であった。そして、その苦しみの終わりの時に、「フランス国民の状態と時代の精神に適合」している「ヨーロッパの最も自由な憲法」が「その全体すべてにおいて、注記も注釈もない」ことを憂いたのである⁹。そして、モンテスキュー『法の精神』の引用から『フランス国民の憲法』は始まる。「法律によって歴史を、そして歴史によって法律を明らかにすることが必要である」(第31編第2章)。

『フランス国民の憲法』では、法的な、あるいは法学的な原理が開示されている。先ず、憲章の最高法規性である。ランジュイネには、シャトーブリアンやギゾーの政治的な憲法観念ではなく、規範としての価値を考える法的観念があった。

「それは単に、議会が参照すべき"原理"を集めたものではなく、適用される必要性のない格率を積み上げたものでもない。それは我々の権利を明確にし、我々の権力を宣言し、制限する。それはそれ以前の憲法に取って代わり、それに矛盾する二次的な法律をはっきりと無効にする。それは我々の他の法すべてに優位する。すべ

7 P. Rosanvallon, *La monarchie*, op.cit., pp. 17-27.

8 モーリス・デュヴェルジェ、前掲訳書、86頁。

9 J.-D. Lanjuinais. op.cit., pp.1-2.

ての執行行為、即ち、国王命令、行政裁決、裁判判例に優位する」¹⁰。

「フランスにおいて、憲章は法律の法律であり、国王の法律であり、国王、議会、大臣、そして例外なしに、憲法によって作られたすべての権力の主人たる規律である」¹¹

憲法の最高法規性が、形式的であるのか（法律とは異なる手続きによる制定と改正）、実質的であるのか（大原則を定める規範の内容）の区分は意識されていないが、内容的には、その両方を含めている¹²。最高法規性の確認は、ランジュイネにとっては現実的な憲章改正の問題であり、主権論と絡んで、彼の憲法論の根幹をなしていた。

「フランス語の "主権者" は、語源的には "上位者" の意味しかない。しかも、完全に絶対的な上位者ではなく、限界のない上位者でもない。かつてパリ高等法院の四人の長官を "主権者" と呼んでいたが、彼らは仲間内の権力の機関であるに過ぎず、高等法院は法律に従い、国王に服していたのである。

憲法で作られた主権には、自然の上位者として、時として契約的に認められた上位者として、憲法を制定する権力を自らで、あるいは代表者によって行使する国民 "全体" が存在する」¹³

まさに革命期の「国民主権」論であるが、ランジュイネはこれに法的限界を設けることによって、それを「法的」なものに変える¹⁴。一つは理性の命令と禁止、二つ目は「憲法的法典」の条項である。そして、これが憲法改正の条件になる。二つ目の条件がない場合、即ち、憲法に改正の手續

10 Ibid. p. 3.

11 Ibid., p. 111.

12 D. Alland et S. Rials, op.cit., p. 258.

13 J.-D. Lanjuinais. op.cit., pp. 12-13.

14 Jean-Paul Clément, *Aux sources du libéralisme français: Boissy d'Anglas, Daunou, Lanjuinais*, Paris, 2000, p. 62. 状況によって変化を余儀なくされた過渡的な「混交的国民主権論」とも評される。

きや要件が定められていない場合は、「政治社会の唯一の目的、即ち、万人の権利の保護、万人の共通の利益、推定される一般意思」が条件になる。ただ、これには「事実上」の限界があり、改正する意思と勢力の勝利が一時的ではなく、永続的でなければならないのである¹⁵。国王や議会が憲章を改正することはありえない。憲章には、例えば議員の年令のように、法律でもって変更することが認められそうな規定があり、自由派にもそれを容認する向きがあったのだが、ランジュイネはそれを許さない。彼はここに民法の契約理論を持ち出す。憲章は本契約であり、法律は付帯契約である。付帯契約が本契約を修正することはできない。法律家の面目躍如たるものがある。

、『フランス国民の憲法』は憲章の条文解釈の試みであり、第一巻の半分は条文の注釈にあてられる。因みに、第二巻はすべて法資料である。そして、解釈について彼はこう考える。

「法律の理性あるいは精神は共に強制的であり、しばしばその文言よりも明らかに強制的である。それは立法者の意思だからである。適切な比喩だが、法律の精神は法律の魂であり、言葉はいわばその外皮、あるいは死骸に過ぎないと言う。法律において、契約と同様に、強いるのは意思であって文字ではない。文字は意思の印に過ぎない」¹⁶

「解釈や説明は、適用できない法律、あるいは意味が疑わしくて曖昧な法律を前提にしている。法律の"適用者"が、意味が十分に明確であるのに解釈を疑わしいものと言い張ったり、意味が全く疑わしいのに解釈が間違っていると言い張っても、それを妨げることはできない。この無秩序に対しては、上級の権威に頼るか、正しい行政官や裁判官を選択することしか治療法はない」¹⁷

15 J.-D. Lanjuinais. op.cit., p.13.

16 Ibid., p. 98.

17 Ibid., p. 258.

「立法者意思」という言葉が出てくる。後に「註釈学派」についてよく使われる言葉であるが、19世紀最初の数十年間、この言葉はフランスの法律家の間で一般的ではなかった。民法典はあったが、その起源に対する隠然たる不安があり、法律家はドマやポティエといった著名な法律家を結びつける歴史的連続性を織り上げたのである¹⁸。彼らの大部分が革命前に教育を受けており、ランジュイネの友人トゥリエもまた過去の記憶によって民法典の注釈を行った¹⁹。ランジュイネの考えを探ることは難しい。

注釈の具体例を見てみよう。憲章第1条「法律の前の平等」と、身分・称号に関する第71条、第72条について、こう書いている。

「社会的平等とか、法律の前の平等の本性について、幻想を抱いてはいけない。理性と憲章は、自然的、市民的、政治的な本当の平等など確立していないのである。しかし、憲章と法律が必要的不平等の弊害を是正しようと、不断に努力している」²⁰

言葉にこだわった注釈もある。憲章第54条に関する部分である。

「憲章は "国務大臣" とともに "枢密院大臣" とも言っていない。憲章は "大臣" と言っている。そして、彼らは "大臣責任がある" と付け加えている、従ってこの条文は、省庁の大臣にのみ適用される。彼らに対してのみ、議会で大臣責任を追及することができる。彼らのみが執行行為を発動し、署名することができるからである」²¹

ランジュイネの『フランス国民の憲法』は、日本の法学部にいる者にとって、シャトブリアンやギゾーの憲法論よりもはるかに親しみやすい書物である。そしてフランスでも、この逐条解釈は便利に使われている。

18 F. Audren et J.-L. Halpérin, op.cit., p. 96.,

19 フィリップ・レミー、前掲訳書、261頁。

20 J.-D. Lanjuinais. op.cit., pp. 154.

21 Ibid., p. 265.

19世紀前期のフランス政治を語るにあたって、1814年憲章の条文の意味を知ろうとする時、先ず参照する書物になっているのである。時として、後に1830年憲章の注釈を出したベリア・サン・プリと並べて使われる²²。憲法学史としては、この二冊は無視されるか、逸話のように語られるだけであるにも拘らず²³。

シャトーブリアン、ギゾーとは比較すべきもないが、ランジュイネは精彩のある存在ではない。テルミドール反動後の保守的共和政という不人気な時代を代表する人物であることに加え、彼は著作が少なかったからである²⁴。唯一知られたのは、この『フランス国民の憲法』であった。この作品だけで彼は名前を残したのである。この著作は憲法を論じる一つの形であり、憲章という太陽の回りにある惑星の一つであった。そして、ギゾーの言う「真の学問」としての憲法学は、この惑星の輝きの中から生れるはずであったろうに。

22 例えば、P. Bastid, *op.cit.*, p. 193.

23 ベリア・サン・プリについて、J. Boudon, *op.cit.*, p. 12.

24 P. Arabeyre, J.-L. Halpérin et J. Krynen, *op.cit.*, p.462.

7. おわりに

．数年来、やがて定年を迎えられる谷口昭教授の退職記念論集が出されるであろうということ、そしてそれに寄稿する責務があること、それを頭の隅で考えながら、ありもしない選択肢を探す日々を過ごしていた。そして決めた。谷口教授といえば、車にカメラと接写台を積み、東へ西へ、文書を求めて走っておられた様子を思い起こす。私はそれに似たことをしようと思った。フランスで入手した歴史的人物の手稿が机の中に放置されて残っていたからである。ギゾーの憲章解説である。これは彼が晩年を過ごしたノルマンディー地方のヴァル・リシエールの館に保存されていた他の文書と共に、1932年から1975年にかけて、パリの国立古文書館に移されたものである¹。ただ基本的には個人文書であり、閲覧するには関係者の許可が必要であった。私は年を開けて利用したため、その都度、教えてもらった子孫に手紙を送り、返事を古文書館のカウンターに示して閲覧した。ギゾーは悪筆ではないが、やはり癖はあり、活字化されているものと原本を見比べてその癖に慣れ、憲章解説のノートを読んだ。古文書館が古いスビズ館にあった頃、閲覧スペースが狭く、朝早くから席取りが必要であり、私などほぼ論外であった時代に比べ、新しくなったばかりの古文書館は広く快適で、冬の寒い日、学問してるという心地よい満足感と暖かい空気の中、頬をゆるめて転寝しつつ過ごした時を思い出す。

．大学は「パラダイム」を生み出す。この「パラダイム」はその学問の全身像の場合もあれば、臓器レベルの場合もある。例えば、法学という全体に関わるものと、法学を構成する個々の分野に関わるものがある。法制史という科目が法学にある理由は、「系譜」なり「淵源」という観念が「パラダイム」に備わっているからであり、似てはいても、文学部にある

1 P. Rosanvallon, Avertissement, op.cit., p.315.

国制史とは異なる。国制史は歴史学の中の一つのテーマであるに過ぎず、担当者の関心によって文学部から消えることもあり得るのである。しかし、法学部から法制史は消えない（日本か、西洋か、東洋か、そのボリュームは別にして）²。「系譜」や「淵源」を学ぶに全く準備のできていない学生が大半を占める、多くの法学部でもそうである。この場合、「パラダイム」は虚構となった法学部をそれでもなお支える役割になる。法学部が裸の王様になって虚構がもたなくなると、「パラダイム」は変化する。その時、馬鹿には見えない布地が順調に織り上がっていると言い続ける我々は、名実ともに存在理由を失うのである。

近代フランスの憲法学は大学外で生まれ、大学に足場を探りながら手に入れることなく19世紀末を迎えた。そして漸く「パラダイム」を作り上げる。法制史学もそうであり、法哲学はもっと遅れる。「真の学問」は容易には築けない。シャトブリアンはそんな夢想を持たなかつただろうし、ギゾーとランジュイネは一時それを信じたのかも知れないが。憲法以外の実定法学もまた同様であり、例えば私法学も、民法典という強い磁場の中で模索の時期が続く。ポヌカーズが描いたような、直線的に註釈に至る道筋ではなく、法科大学も周囲の知的世界との関わりからアイデンティティを削り上げる必要があった³。それは多様な登場人物がそれぞれに演

-
- 2 ただしドイツの様に、国家試験制度が学問を外側から動かす場合もある。歴史法学派の余光によって国家試験の科目であった法史学がそれから外れた時、ドイツ法史学の泰斗ハインリッヒ・ミッタイスは、法史学が「完全に死んだ」と嘆息したという。その思いが『法史学の存在価値』という名著を生む一つの動機になっているのであろう。もっとも、この話は、かつて世良晃志郎教授が語っておられたのを遠くから聞いて覚えているだけで、典拠はない。ドイツ語をかじり始めた頃の逸話であり、「ganz tot」という強い言葉が今でも耳に残っている。
 - 3 近代のフランス法学史については、何度か引用したが、F. Audren et J.-L. Halpérin, *La culture juridique française*, Paris, 2013. が第一に参照すべき著作であろう。副題は「神話と現実の間」であり、著者の意図がこの言葉によく表れている。邦字文献としては、北村一郎『"テミス"と法学校（1・2）』（法学協会雑誌第133巻第6号、第7号、2016年）参照。19世紀フランス法学について、密度の濃い俯瞰図を見ることができる。

じる歴史である。そして、どの登場人物も、歴史に嵌め込まれる一つのピースとして、その色合いは多様であろうが、すべて欠かせない点景であることに間違いはない。